

**日本環境会議**  
**第 39 回東京大会要旨集**

Proceedings of the 39th Annual Meeting in 2024  
Japan Environmental Council

**2024 年 9 月 21 日（土）、22 日（日）**  
21-22 September, 2024

**東京工業大学大岡山キャンパス及び  
オンラインによるハイブリッド開催**

## 目 次

大会スケジュール .....	2
プログラム .....	3
<b>全体会「環境から軍事を問う」</b>	
開 会 挨拶 .....	6
環境から軍事を問う .....	7
米軍新基地建設による辺野古・大浦湾の生態系への影響 .....	8
南西諸島の軍事要塞化に係る環境アセスメントの課題 .....	9
有機フッ素化合物（PFAS）汚染の全国的な広がり：基地との関連 .....	10
平和自治権と生命・環境の維持 .....	11
地域社会・地方財政から南西シフトと軍事要塞化を問う ——伊江島と与那国島を中心に—— ....	12
ウクライナに対するロシアの軍事侵攻による環境および社会的影響の現状 .....	13
<b>分科会 1「都市緑地の開発と保全」</b>	
神宮外苑再開発と都市の緑の保全 .....	24
小さな「矢川」を壊す 63 年前の「都市計画道路」.....	25
さいたま・核都市広域幹線道路計画と見沼たんぼ地域の保全 .....	26
昭島・昭和の森における都市緑地開発問題 .....	27
<b>分科会 2「気候変動とエネルギー転換」</b>	
エネルギー基本計画の何が問題か .....	28
気候・エネルギー政策の「基本方針」の転換に向けて .....	29
エネルギー基本計画の論点：脱炭素を担う電力とは .....	30
エネルギー基本計画と市民参加：政策決定過程の抜本的改革を .....	31
環境に関する国家計画・長期戦略と市民参加 .....	32
<b>分科会 3「原発公害・国賠訴訟の現状と課題—6. 17 判決克服のために」</b>	
最高裁係属訴訟の状況とたたかひの展望 .....	33
国の責任の作為型構成の試論 .....	34
津島訴訟における「作為」による国の責任 .....	35
<b>分科会 4「令和 6 年能登半島地震が提起した複合災害の問題」</b>	
「災間」としての能登半島地震の課題 —縮小社会における大災害の幕開け— .....	36
能登半島地震と水道事業—持続可能な水供給への課題— .....	37
能登半島地震で露呈した原子力防災の破綻 .....	38
災害の経験をどう継承するか：能登半島地震の実態から .....	39

（キャンパス周辺のお食事処を 40 ページに掲載しています。）

## 大会スケジュール

会場：西9号館（懇親会は西5号館）

月日	時間	内容（会場）	
9/21（土） （全体会）	11:00～12:00	理事会（2階デジタル多目的ホール）	
	13:00～17:20	全体会「環境から軍事を問う」 （2階デジタル多目的ホール）	
	17:20～18:00	総会（2階デジタル多目的ホール）	
	18:10～20:10	懇親会（西5号館2階つばめテラス）	
9/22（日） （分科会）		A会場（3階 W9-324）	B会場（3階 W9-326）
	9:30～12:30	①「都市緑地の開発と保全」	②「気候変動とエネルギー転換」
	13:30～16:30	③「原発公害・国賠訴訟の現状と課題—6.17 判決克服のために」	④「令和6年能登半島地震が提起した複合災害の問題」

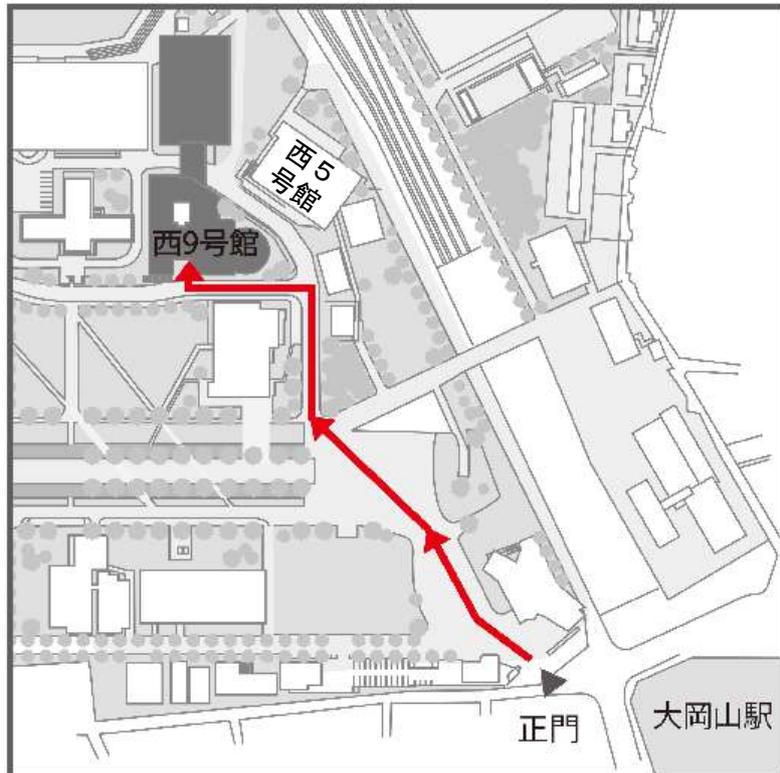
### 【大会会場でのインターネット環境について】

- ・大会期間中は、以下のWiFiが使用できます。

SSID : jec39thmeeting

パスワード : nihonkankyokaigi39

### 大岡山駅から会場へのアクセス



## プログラム

2024. 9. 21 (土)

13:00～ 開会挨拶 寺西 俊一 (日本環境会議理事長・一橋大学名誉教授)

13:10～17:20 全体会 テーマ「環境から軍事を問う」

(全体進行) 村山 武彦 (東京工業大学教授)、清水 奈名子 (宇都宮大学教授)

問題提起 玉城 デニー (沖縄県知事: ビデオメッセージ)

基調講演 「環境から軍事を問う」

桜井 国俊 (沖縄大学名誉教授)

報告① 「米軍新基地建設による辺野古・大浦湾の生態系への影響」

安部 真理子 (日本自然保護協会保護・教育部主任)

報告② 「南西諸島の軍事要塞化に係る環境アセスメントの課題」

砂川 かおり (沖縄国際大学准教授)

(休憩)

報告③ 「有機フッ素化合物 (PFAS) 汚染の全国的な広がり: 基地との関連」

原田 浩二 (京都大学准教授)

報告④ 「平和自治権と生命・環境の維持可能性」

白藤 博行 (専修大学名誉教授)

報告⑤ 「地域社会・地方財政から南西シフトと軍事要塞化を問う」

—伊江島と与那国島を中心に—

関 耕平 (島根大学教授)

話題提供 ウクライナに対するロシアの軍事侵攻による環境および社会的影響の現状

Mark Zheleznyak (福島大学環境放射能研究所客員教授)

(休憩)

総合討論 (含む大会宣言)

2024. 9. 22 (日)

午前中 (9:30～12:30)

<分科会 1> : 都市緑地の開発と保全

座長: 寺西 俊一 (一橋大学名誉教授)、副座長: 二ノ宮リム さち (立教大学教授)

\*報告①: 「神宮外苑再開発と都市緑地の保全」

ロッシェル・カップ (コモنزの緑を守る全国ネット共同代表)

\*報告②: 「小さな「矢川」を壊す 63年前の「都市計画道路」

柏木 隆之 (くにたちの自然と生活環境を守る市民連絡会)

\*報告③: 「さいたま・核都市広域幹線道路計画と見沼たんぼ地域の保全」

北原 典夫 (未来遺産・見沼たんぼプロジェクト推進委員会事務局長)

\*報告④: 「昭島・昭和の森における都市緑地開発問題」

長谷川 博之 (昭島巨大物流センターを考える会共同代表)

\*コメント①: 原科 幸彦 (千葉商科大学学長/東京工業大学名誉教授/日本環境会議顧問)

\*コメント②: 安藤 聡彦 (埼玉大学教授/トトロのふるさと基金理事長)

\*コメント③: 小川 ひろみ (耕す未来@くにたち代表/国立市議会議員)

以上を受けての質疑応答と総合討論

## ＜分科会 2＞：気候変動とエネルギー転換

座長：山下 英俊（一橋大学准教授／日本環境会議事務局長）

副座長：吉田 明子（国際環境 NGO FoE Japan 理事）

\*問題提起：「エネルギー基本計画の何が問題か」

大島 堅一（龍谷大学教授／日本環境会議代表理事）

日本のエネルギー転換を進めるための市民からの提案

\*提案①：「気候・エネルギー政策の「基本方針」の転換に向けて」

浅岡 美恵（気候ネットワーク代表・弁護士／日本環境会議代表理事）

\*提案②：「エネルギー基本計画の論点：脱炭素を担う電力とは」

大野 輝之（自然エネルギー財団常務理事・事務局長）

\*提案③：「エネルギー基本計画と市民参加：政策決定過程の抜本的改革を」

吉田 明子（国際環境 NGO FoE Japan 理事）

\*提案④：「環境に関する国家計画・長期戦略と市民参加」

橘高 真佐美（オース条約を日本で実現する NGO ネットワーク事務局長・弁護士）

以上を受けての総合討論

午後（13：30～16：30）

## ＜分科会 3＞：原発公害・国賠訴訟の現状と課題—6.17 判決克服のために

座長：吉村 良一（立命館大学名誉教授／日本環境会議代表理事）

副座長：関 礼子（立教大学教授／日本環境会議代表理事）・大坂 恵里（東洋大学教授／日本環境会議常務理事）

報告①「最高裁係属訴訟の状況とたたかひの展望」 田巻 紘子 弁護士

報告②「国の責任の作為型構成の試論」 中野 直樹 弁護士

報告③：「津島訴訟における「作為」による国の責任の主張」 白井 剣 弁護士

コメント①：長島 光一（帝京大学准教授／日本環境会議理事）

コメント②：下山 憲治（早稲田大学教授／日本環境会議理事）

コメント③：長谷川 公一（東北大学名誉教授／日本環境会議顧問）

## ＜分科会 4＞：令和 6 年能登半島地震が提起した複合災害の問題

座長：佐無田 光（金沢大学教授／日本環境会議理事）

副座長：除本 理史（大阪公立大学教授／日本環境会議副理事長）、石原 凌河（龍谷大学准教授）

\*司会・進行：除本 理史

\*趣旨説明：佐無田 光または除本 理史

報告①：「「災間」としての能登半島地震の課題 —縮小社会における大災害の幕開け—」

石原 凌河（龍谷大学准教授）

現地からの報告：「令和 6 年能登半島地震の現状と課題」

安江 雪菜（計画情報研究所）

報告②：「能登半島地震と水道事業 —復旧と持続可能な水道事業への課題—」

武田 公子（金沢大学教授）

報告③：「能登半島地震で露呈した原子力防災の破綻」

上岡 直見（環境経済研究所代表）

報告④：「災害の経験をどう継承するか：能登半島地震の実態から」

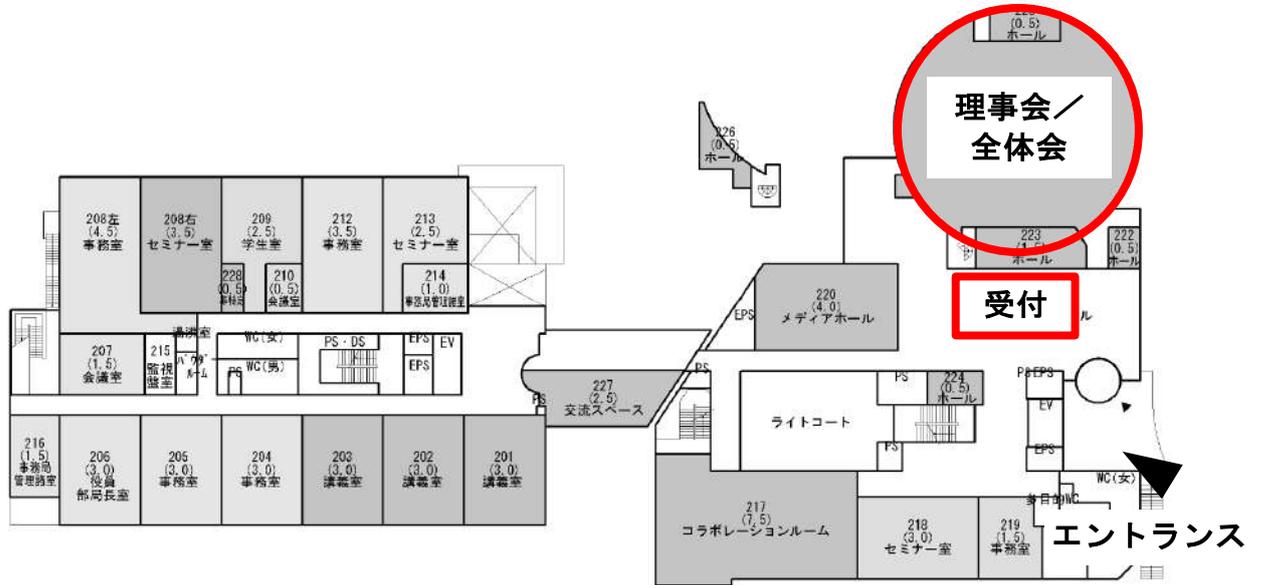
高原 耕平（人と防災未来センターリサーチフェロー）

\*会場質問への回答などディスカッション

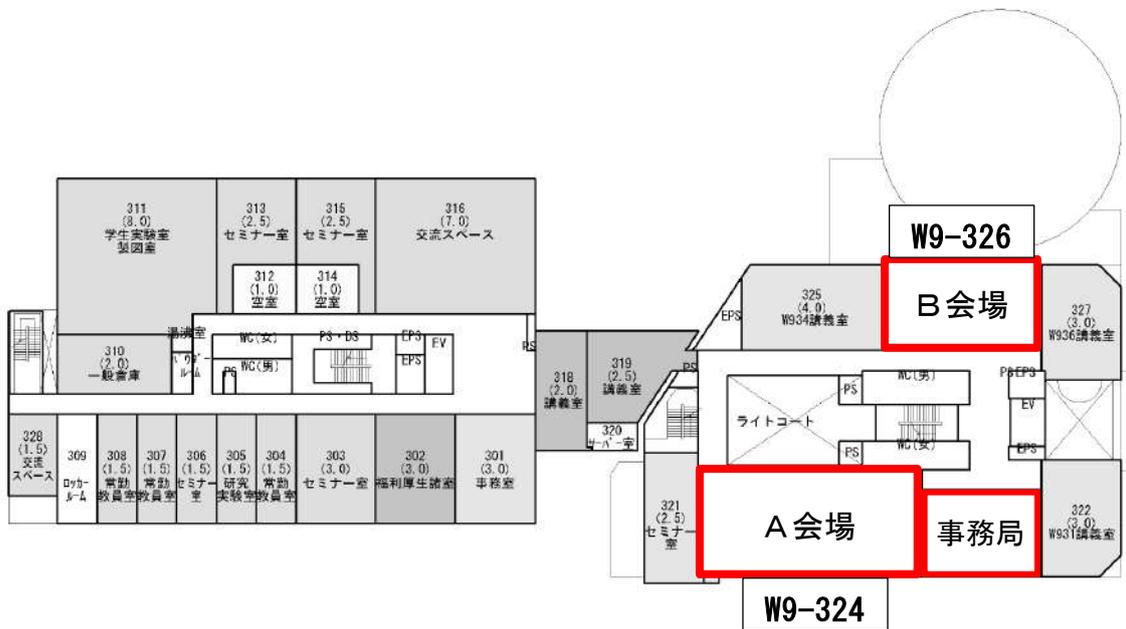
\*総括コメント：佐無田 光

**会場概略図**

西9号館2階 (9/21 (土) 理事会、全体会会場)



西9号館3階 (9/22 (日) 分科会会場)



## 日本環境会議（JEC）第 39 回東京大会

### 開会挨拶

寺西 俊一（日本環境会議理事長／一橋大学名誉教授）

#### 1. 発足から 45 年目を迎えている「日本環境会議」（JEC）

「日本環境会議」（JEC：Japan Environmental Council）は、世界的にみてもユニークな学際的研究グループである「公害研究委員会」（1963 年 7 月発足）のメンバーが中心となり、1979 年 6 月に発足した組織です。1979 年 6 月 9 日～10 日に開催された第 1 回の発足会議では、それまで日本の公害・環境問題の解決のために尽力してきた各分野の主要な研究者、弁護士、医師、技術者、ジャーナリスト等の専門家や実務家、公害被害の防止と環境保全を求める全国各地の公害被害者や市民運動・住民運動のリーダーなどを中心に 600 名余が集まり、2 日間にわたる熱心な討議にもとづき、「日本環境宣言」を採択しました。以来、(1) 開かれた「学会」、(2) 学際的な「学会」、(3) 提言する「学会」をめざしたネットワーク型組織として、各地での大会やシンポジウム等を開催し、国内外における公害・環境政策の動向に無視できない影響を及ぼしてきました。

その後、この「日本環境会議」（JEC）は、1991 年 11 月の第 11 回大会において、正式の組織規約を制定した会員制組織に移行し、恒常的事務局と理事会体制を整備しました。そして、この間、アジア地域を含む国内外の公害被害や環境問題の実情に関する調査・研究も精力的に推し進め、各種の政策提言、出版やネット情報発信など、多面的な活動を続け、今日に至っています。2024 年 8 月現在、前述した 1979 年 6 月発足から数えて 45 年目を迎えるに至っております。

なお、この「日本環境会議」（JEC）の大会やシンポジウム等の主な活動については、準機関誌として位置づけている季刊雑誌『環境と公害』（岩波書店発行）（1971 年 7 月創刊の『公害研究』が 1992 年 9 月から改題されたもの）に、その都度、特集等として掲載されていますので、ご参照くださるよう、お願い申し上げます。

\* 日本環境会議（JEC）HP：<http://www.einap.org/jec/>

\* 季刊雑誌『環境と公害』編集委員会 HP：<http://www.einap.org/kogaiken/>

#### 2. 第 39 回東京大会における全体会と分科会の開催

ご承知のとおり、2020 年春以降、全世界的な拡がりをもって深刻化してきたコロナ感染問題の影響を受け、しばらく対面式の大会やシンポジウム等の開催は控えざるをえませんでした。そうした経緯のなかで、幸いにも、昨年（2023 年）9 月 9 日～10 日、「第 38 回仙台大会」（於・東北大片平さくらホール）を久々ぶりに対面式で開催することができました。これに続き、今年（2024 年）9 月 21 日～22 日、同じく対面式で「第 39 回東京大会」（於・東京工業大学・大岡山キャンパス）を開催できることになり、大変、嬉しいかぎりです。

この「第 39 回東京大会」では、第 1 日目（9 月 21 日）午後に「環境から軍事を問う」という、きわめて重要な今日的テーマのもとで全体会が開催されます。そして、第 2 日目（9 月 22 日）午前には、①＜分科会 1＞（「都市緑地の開発と保全」）、②＜分科会 2＞（「気候変動とエネルギー転換」）、さらに同日午後には、③＜分科会 3＞（「原発公害と関係訴訟」）、④＜分科会 4＞（「令和 6 年能登半島地震が提起した複合災害の問題」）がそれぞれ開催される予定になっています。

多数の皆さんのご参加（会場参加およびオンライン参加）を期待しております。

末尾になりましたが、私たち「日本環境会議」（JEC）は、現在 500 名弱の会員数となっておりますが、今後に向けて 600 名以上の会員数を目指しています。今回の「第 39 回東京大会」にご参加いただく会員外の皆さんには、ぜひ、この機会に JEC 入会をご検討いただければ、幸いです。

\* JEC 入会申し込みは、前出の日本環境会議（JEC）HP から。

（以上）

## 環境から軍事を問う

桜井 国俊（沖縄大学名誉教授）

### 1. 急速に進む沖縄の軍事要塞化

SACO 合意で約束された米軍基地の削減が進まないその片方で南西諸島への自衛隊配備・ミサイル基地化が急速に進んでいる。直接的な契機は、2022 年 12 月 16 日の安保三文書である。シェルトターの建設や平時・有事の住民避難計画が公然と語られるようになった。

### 2. 「沖縄・琉球弧の声を届ける会」の発足

沖縄が捨て石とされる沖縄戦が再来するとの危惧が沖縄では急速に高まるが、メディアは沖縄の人々のこの危惧を適確に報道せず、日本本土の多くの人々は他人事だと思っている。この状況を放置することは出来ないとして沖縄の人々は「沖縄・琉球弧の声を届ける会」を発足させた。

### 3. 環境を犠牲にする基地建設とアセス制度の更なる形骸化

沖縄は生物多様性に富む島であるがその環境を犠牲にして米軍基地・自衛隊基地の建設が進められている。建設には、それに先立つ環境アセスが適切になされる必要があるが、日本のアセスは世界標準から大幅に立ち遅れており、。辺野古アセスでそれが誰の目にも明らかになった。

### 4. 環境を守るための調査権限と PPP 原則を無視する日米地位協定と環境補足協定

沖縄での多くの環境破壊は在沖米軍によるものであるが、彼らは日米地位協定に守られ、航空機事故や PFAS による水汚染などの原因調査が適切に為されない。また環境汚染防止の基本原則である汚染者負担の原則が米軍には適用されないため、問題行動の自己規制に繋がらない。

### 5. 地方自治の崩壊

日本国憲法第 8 章が謳う通り、国と地方は対等である。地先の海を守る権限と責務を知事に与えた公有水面埋立法はまさにこの理念に立脚した法律であるが、国がこの権限を取り上げ埋立設計変更承認を代執行したのは地方自治の崩壊の始まりである。

### 6. 物言う自由を奪う土地利用規制法

土地利用規制法という名の住民規制法が 2021 年に制定されたが、これは環境から軍事を問う蝶類研究者の宮城秋乃さんのような物言う研究者を黙らせようとする悪法である。

### 7. 乗り越えるべき二つのギャップ

我々が乗り越えるべき二つのギャップは、本土と沖縄、高齢者と若者、この 2 つである。

### 8. 沖縄から全国へのメッセージ

沖縄から日本が見える。日本の人たちが見たくない現実が。

(以上)

## 米軍新基地建設による辺野古・大浦湾の生態系への影響

安部 真理子（日本自然保護協会 保護・教育部主任）

### 1. 米軍新基地建設による辺野古・大浦湾の生態系への影響

普天間飛行場代替施設建設事業が進む辺野古・大浦湾にはさまざまな種類のサンゴ群集、海草藻場、マングローブ、干潟、泥地、砂場などが1つのセットとなり特異なサンゴ礁生態系を作り上げている。日本全国を見ても希少で価値がある。この場所の生物および地形の多様性の価値は国内外で認められている。サンゴ礁にしては珍しく深場を持ち複雑な地形を有し、生物多様性を支えている。防衛省の環境影響評価（以下、「環境アセス」においても、5334 種もの生物が海域にて記録され、その中には 262 種もの絶滅危惧種が含まれている。2019 年 10 月、沖縄県名護市の辺野古・大浦湾一帯が日本初の「ホープスポット」に認定された。ホープスポットとは、有名な海洋学者のシルヴィア・アール博士が立ち上げたプロジェクト、ミッションブルーが設定する海洋保護区のこと。

### 2. 環境影響評価、環境保全措置の問題点

本事業に伴う環境アセスは 2007 年より 2013 年にかけて行われたが、科学的に多くの問題があり、住民との合意形成や情報公開という点でも多くの問題があるアセスだった。

環境アセス終了後も複数の分野の調査により新種や国内初記録種の発見が続いている。今後も新種やユニークな生活史を持つ生物が発見される可能性が高い

米国防総省は米国国家歴史保存法（NHPA）に違反するとして 2003 年に日米の環境保護団体などが米国防総省を米連邦地裁に提起していたジュゴン訴訟の中で、米国防総省の専門家チームは 2010 年の報告書でジュゴンの調査についての不適切さを指摘し、日本政府が実施した環境アセスはほとんど価値を持たないとの見解を示していた。

### 3. 県外からの土砂の持ち込み

琉球列島の島々では島ごとに異なる生物が生息している。沖縄県では 2015 年に公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例を設置し、県外から持ち込まれる外来種対策を講じている。

2016 年に IUCN（国際自然保護連合）から日米両政府あてに勧告「島嶼生態系への外来種の侵入経路管理の強化」が出されている。埋め立て土砂のうち 1,700 万トン本土と奄美・琉球諸島に属する 2 つの島である奄美大島と徳之島から運ばれる。これが沖縄島にとって外来種となりうる場所であると認識し、土砂に混入する外来種を早期に発見する方法を確立することなどが示されている。防衛省でも土砂搬入に伴う特定外来生物の侵入防止対策について高熱処理が有効との実験結果を得ている（シュラブ（H27）水域生物等調査）。

しかしながら最近の報道によると奄美大島からの土砂の搬入を検討しており、高熱処理ではなく土砂を洗浄することで対処可能としている（2024 年 8 月 23 日東京新聞）。搬入するならば高熱処理が必須である。ただしすべての土砂を高熱処理すると大量の二酸化炭素の排出が伴う。必然的にこの計画を撤回せざるを得ないと考えられる。

### 4. 環境監視等委員会、環境保全措置

公有水面埋め立て承認の際の留意事項として有識者からなる普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会が設置されている。この委員会がサンゴの移植、海草藻場造成、底生生物の移動等の環境保全措置やジュゴンなどの環境調査などにお墨付きを与えていることにより沖縄県や市民の要望が通らなくなっていることが問題である。

## 南西諸島の軍事要塞化に係る環境アセスメントの課題

砂川 かおり（沖縄国際大学准教授）

### 1. 自衛隊の南西シフトに伴う防衛省の意図的な環境アセス逃れ

2022 年度、米国防総省機関による年間アセス数は推定で約 1,137 件であるのに対し、日本の防衛省の年間アセス実施件数では 1 件であり、その比は 1,137 倍であった。2014 年以降、南西諸島への自衛隊配備増強が進む中、約 9 年間でアセス手続終了の事業件数は馬毛島自衛隊新基地建設計画 1 件であった。石垣島自衛隊駐屯地建設を初めとして、南西諸島の自衛隊基地建設において防衛省はアセス逃れを繰り返している。

### 2. 日本の環境アセスメント制度に求められる累積的環境影響評価

#### (1) 累積的環境影響とは

日本弁護士連合会の「環境影響評価法の改正に係る第一次意見書（2008 年 11 月）」は、正確な環境アセスの実施には、累積的影響の評価が不可欠として、環境影響評価法に累積的影響の定義規定を設けると共に、累積的環境影響が環境アセスの対象であることを明記することを提案したが、現在まで導入には至っていない。例えば、米国の国家環境政策法（NEPA）の実施手順は、大統領府環境品質評議会（CEQ）規則（連邦規則集[CFR]40 編第 1500～1508 条）に規定されており、CEQ 規則 1508.7 条は、「累積影響」を次のように定義している。「累積的影響とは、どのような機関（連邦政府、或いは非連邦政府）や個人がそのような別の行為を行うかにかかわらず、過去、現在、そして合理的に予見可能な将来において、その行為が他の行為と合算された場合に、その行為の影響の増分をもたらす環境への影響のことである。累積的影響は、個々には軽微であっても、ある期間にわたって行われる集団的に重大な（複数の）行動から生じる可能性がある。」

#### (2) 米国における「累積的環境影響」評価事例

具体的な事例としては、例えば、2010 年に米海軍が公告縦覧した「グアムおよび北マリアナ諸島軍事移転；日本の沖縄からグアムへの海兵隊の移転」に関する環境影響報告書で、米海軍は「累積的影響」を評価している。本報告書では、提案された活動の実施の 6 年前から建設完了の 5 年後までの指定された期間内（2004～2019 年）に、既に完了した、現在行われている行動及び合理的に予見可能な将来の活動リストが作成され、評価された。そして、グアム公共事業局、グアム港湾局、グアム土地利用委員会が主導する商業港近代化プログラム（274m の船着場／埠頭スペースの追加、浚渫も含む。）を含めた 130 のプロジェクトがリストアップされ、79 のプロジェクトについて累積的環境影響が評価された。

#### (3) 累積的環境影響評価が義務付けられていない日本

CEQ 規則は、NEPA の適用対象要件である環境に及ぼす影響の『著しさ』について、「その行為が、個々には重大ではないが累積的に重大な影響を及ぼす他の行為と関連しているかどうか。

（略）当該行為を一時的なものだとし又は小さな構成部分に小規模化することによって「著しさ」を逃れることはできない」と、累積的環境影響評価と脱法禁止規定を置いている（CEQ 規則 1508.27 条(b)(7)第一文、第三文）。

一方で環境影響評価法や沖縄県環境影響評価条例は、事業の実施時期や事業規模、事業主体などの意図的な操作による環境アセス逃れ（潜脱行為）を可能にしている。与那国島で既に運用され、又は計画されている自衛隊施設建設、自衛隊・海上保安庁・米軍の円滑な活動を可能にするための空港・港湾の整備・拡充によって、与那国島の人々の生活環境や自然環境には累積的な影響が生じる可能性が大きい。石垣島自衛隊駐屯地の約 1.5 倍の用地拡大も同様である。これらの小さな島々では、自衛隊員や家族が急増することによる経済・社会への累積的な影響も生じている。これらの累積的環境評価は正確な環境アセスメントの実施には欠かせない。防衛省は、潜脱行為を止め、累積的環境影響も合わせて評価すべきである。また、国や自治体の立法プロセスにおいても、早急に累積的環境影響評価を含む戦略的環境アセスメントの導入が求められている。

## 有機フッ素化合物（PFAS）汚染の全国的な広がり：基地との関連

原田 浩二（京都大学医学研究科准教授）

### 1. PFAS とは

PFAS は Per- and poly Fluoro Alkyl Substances の略語である。有機フッ素化合物のうち、炭素（C）の鎖であるアルキル鎖に対して複数のフッ素（F）が結合しているものを PFAS と呼んでいる。主な PFAS がペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とペルフルオロオクタン酸（PFOA）であった。PFOS は衣類などの撥水・撥油剤（代表的な製品に 3M 社のスコッチガード）の構成原料、基地、空港などで使用される泡消火剤、半導体製造におけるフォトレジスト、クロムメッキ加工などに用いられてきた。

### 2. PFAS 問題の発覚

米国の化学メーカー 3M 社は 2000 年 5 月に、難分解性、生物蓄積性があることが主とした理由として、PFOS、PFOA の製造を 2002 年までに自主的に廃止することを発表した。種々の PFAS に含まれるフッ素化アルキル鎖の部分は分解を極めて受けにくく、環境に残留すると考えられ、“Forever chemicals”（永遠の化学物質）と呼ばれている。PFAS の製造、使用、廃棄の過程で環境に放出されたものは長期的には安定な構造の PFAS となって増加し続けることが懸念され、酸性の PFAS は蒸散しにくいものの、水に比較的溶けやすく、土壌を浸透し地下水の汚染を引き起こす。日本における汚染の実態調査に、京都大学などの研究チームが乗り出した。2002 年、2003 年に河川の水質調査を全国規模で行い、PFOS、PFOA は都市部に近い河川で高く検出され、東京の多摩川や大阪の淀川の流域にある下水処理場の放流口で最大値を示した。多摩川では PFOS が高く、淀川などでは PFOA が高かった。下水処理場の上流にありうる排出源として、泡消火剤を使用する在日米軍横田基地、フッ素樹脂を製造するダイキン工業淀川製作所などが考えられた。

### 3. 近年の汚染調査

米国国防総省によるまとめでは、2017 年段階で全米の軍事施設のうち 401 施設で PFAS の放出が確認され、90 施設で当時の米国での水質目標値である 70 ng/L を超える汚染が確認された。2016 年に沖縄県企業局は沖縄中部 40 万世帯ほどに配水する北谷浄水場の水道水の PFOS、PFOA を測定し、米国環境保護庁の当時の生涯健康勧告値（70 ng/L）を超える濃度を検出、公表した。北谷浄水場の取水源には在日米軍嘉手納基地を通して流れる大工廻川が注ぐため、嘉手納基地で使用された泡消火剤による汚染が疑われている。2019 年の 4 月に普天間基地近隣の宜野湾市住民を対象として血液検査を行ったところ対照地域より高い濃度を示した。2022 年には 7 地域に拡大した調査が市民団体主導で行われ、依然、高い状況が示された。

沖縄だけでなく、横田基地が位置する東京多摩地域でも水道水源としていた地下水から PFAS が高い濃度で検出されてきた。2022 年末から 2023 年にかけて市民団体による血液検査が行われた。その結果、沖縄と同様に PFAS が高い状況であった。

このほか各地の自衛隊基地の周辺の河川、地下水から泡消火薬剤に由来すると考えられる PFAS が検出され、水道水を汚染した事例が発覚した。

### 4. 課題

このような事例が次々と出てきたが、発生源について行政により断定されていない。地位協定のハードルのある在日米軍基地だけでなく、自衛隊基地についても敷地内調査の実態が明らかにされていない。PFAS 含有泡消火薬剤は広範な施設で使用されてきたものであり、他の地域でも汚染があるという前提で調査、対応することが必要である。

## 平和自治権と生命・環境の維持

白藤 博行（専修大学名誉教授）

### 1. 「官民連携安保」体制の構築（軍事安保+経済安保）の現況

2022 年 12 月 16 日に閣議決定された「国防三文書」（国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画）以来、「好戦ウイルス」が蔓延している。もちろんその根っこは、憲法を無視し、閣議決定（集団的自衛権の容認解釈）で憲法 9 条の実質改憲をはかり、さらに安全保障関連法を制定したことにある（2015 年）。その後は堰を切ったように軍事国家化が進み、米タイム誌（2023 年 5 月 22 日/29 日号）では、岸田文雄首相の軍事大国化への目線が「日本の選択」として大見出しとなったほどである。岸田のはしゃぎぶりは、やむことを得ず、2024 年 7 月の日米外務・防衛担当閣僚会議では、在日米軍と自衛隊の「統合軍司令部」を設置し、いわゆる「拡大抑止」政策を推進することを約束、今具体化されつつある。すべて故安倍晋三の「自由で開かれた安定的な国際秩序」論の遺産である。より深刻なのは、軍事安保にとどまらない経済安保との「軍経一体安保」の動きである。つまり、エコノミック・ステイトよろしく、2022 年には「経済安全保障法」（2022 年が制定され、今年に入って「重要経済安保秘密保護法」までも制定され、いわば「官民連携」の安全保障体制が構築される途上にある。

### 2. 憲法・地方自治法の無視・軽視が目にする辺野古訴訟

沖縄の辺野古米軍新基地建設をめぐる国と沖縄県の裁判は、最高裁代執行判決（2024 年 2 月 29 日）で国「勝訴」に終わり、さっそく大浦湾の本格的な埋立工事が見切り発車している。地方自治法の代執行訴訟制度は、そもそも中央集権的な機関委任事務体制時代の職務執行命令訴訟制度の名残であり、憲法の地方自治の本旨を具体化する現行の地方自治法下では、もはや理念的にも制度的にも認めがたいものである。そこで、この代執行訴訟制度は一種の緊急事態を想定し、きわめて厳格な要件と手続を定め、裁判所に最終的な実体審理を求める司法的関与を定めるものであるはずであるが、最高裁は、かかる代執行の要件について実体審理を全く尽くしていない。一連の辺野古訴訟では、「原審の判断は結論において是認できる」というような、下級審の判断を是認する最高裁特有の言い回しである「最高裁構文」がまかり通ってきた。たとえば県による是正の指示取消訴訟判決では、高裁の実体審査の妥当性を一片も審査せず、「裁決の拘束力」という形式審査で国交大臣の裁決を付度した。この判決を前提とした代執行判決も実体審理を欠くのは当然であり、実体審理なき裁判の悪循環である。

それでも諦めず、住民は裁判所による実体審理を求めて代執行承認処分の取消訴訟を提起している。この訴えに、裁判所は真摯に応えなければならない。このように辺野古の裁判はまだ終わっていないなか、県との協議のない埋立工事の本格化が認められるわけがない。故翁長雄志知事は、県民が日本国憲法の価値や理念から切り離され、自由・平等・人権・自己決定権の保障に抱く喪失感を「魂の飢餓感」と称し、「誇りある豊かさ」を求めた。埋めなければならないのは美ら海ではなく、地方自治に対する県民の喪失感であり、国と沖縄との隙間である。

### 3. 「逆分権化」の顕著な地方自治法改悪～「非平時」における緊急事態条項の創設

国は、辺野古訴訟において「想定外」の沖縄の法的抵抗にあった。1999 年自治法改正の関与法制に実効性があったのだ。そこで、今後の安保法制の円滑な運用をにらんでか、二度と辺野古訴訟のごとき抵抗を許さない法改正を目論んだのである。すなわち、自治法に関与の特例規定を置き、「国民に重大な影響を及ぼす事態」において、国に「特例的指示」権＝「特権的指示権」を付与する挙に出た。法定受託事務・自治事務を問わない権力的関与の制度の導入は、国の立法及びその解釈・運用における地方自治の本旨の尊重、適切な役割分担の原則、国・地方の対等協力関係の構築、国の関与の制限の仕組みといった地方分権改革の理念に反する「逆分権化」の顕著な徴候である。

### 4. 「逆分権化」に抗い「好戦ウイルス」に対する反戦抗体としての平和自治権の保障

戦争は生命と環境の大循環を壊すものでしかない。憲法は、国が戦争を放棄し、平和を生かす努力をすることを求めている。そのためには、憲法前文の平和的生存権、第 9 条の戦争放棄、そして第 94 条以下の地方自治の保障を、それぞればらばらに考えるのではなく、これを響き合わせて、自治体の平和自治権の保障から、日本国民・住民の生命・環境の維持に挑まなければならない。

## 地域社会・地方財政から南西シフトと軍事要塞化を問う

### ——伊江島と与那国島を中心に——

関 耕平 （島根大学法文学部教授）

#### 1. 本報告の目的

本報告の目的は、急激に進む軍事要塞化と、そこでの地方財政の役割に焦点を当てながら、沖縄の離島において進行する環境破壊と地域社会の破壊について、その一端を明らかにすることである。また、地域社会の破壊にたいして住民がどのように苦闘しているのか、さらにはオルタナティブの萌芽はどこにあるのかについても考えてみたい。



与那国島に建てられた自衛隊のレーダー施設

#### 2. 軍事費二倍化と環境破壊・地域社会の破壊

政府は2027年度までに軍事費を二倍化するという目標に向け、なりふりかまわず増大を続けており、2025年度予算の概算要求額は8兆4989億円にまで膨れ上がっている。軍事費の急増は、社会保障費や文教費といった国民生活に密接な経費を圧迫するだけにとどまらず、軍事基地の新設・強化によって環境および地域社会の破壊を引き起こしている。

#### 3. 軍事要塞化の最前線—沖縄の離島で起こっていること

人口1700人余りの与那国島に自衛隊の沿岸監視部隊160名が駐屯し、家族などを合わせると島の人口の2割を占める。当初の話では監視部隊だけのはずが、近年になって米軍との合同軍事演習が行われ、電子戦部隊やミサイル部隊の新規配備、さらに駐屯地近くの沖縄県内最大の湿地帯である樽舞湿地を破壊し「特定重要拠点」としての大規模港湾施設を整備することなどが、次々とくもろまれ、既成事実化しつつある。一方で2016年の自衛隊基地配備以降、島では学校給食センターや廃棄物焼却処理施設など、「島民の悲願」ともいえるべき社会インフラがつぎつぎと整っていった。もちろんそのすべては防衛省の事業であり、予算である。あたかも、自衛隊基地配備による「恩恵」であるかの如く。

#### 4. 軍事要塞化へのオルタナティブとしての「生活」と「生産」

住民投票で島が二分された苦い記憶から、与那国では表立って自衛隊基地反対の声をあげる住民は多くない。しかし、駐屯地近くの比川地区の住民自治組織が、町にたいして港湾整備事業の説明を求めることを全会一致で決めるなど、生活を脅かされている島民たちは声を上げつつある。さらに島の伝統文化を継承し、クバ民具の制作をしている若者たち、彼ら/彼女らに魅かれて全国から芸術家たちが集まり、移住者も増えてきた。



与那国島・比川地区に掲げられた横断幕  
「樽舞湿原を未来にのこそう！」  
と書かれている

沖縄本島に近い伊江島では、高い軍用地料によって営農意欲がそがれないよう、農業委員会を挙げて農業・畜産の高付加価値化に取り組んでいる。

非暴力で米軍の土地収用に立ち向かった伊江島の農民・阿波根昌鴻の著作『米軍と農民』（岩波新書、1973年）のなかに、「そこ（反基地闘争）には『たたかいとたたかい』ではなく、『生活とたたかい』があり『生産とたたかい』があった。」という一文がある。

「生活」と「生産」を起点とした軍事要塞化に対するオルタナティブと、こうした取り組みを後押しする地方財政の役割発揮が求められている。

# Mark Zheleznyak

Visiting Professor, Institute Environmental Radioactivity, Fukushima University (IER) (Project Professor and Professor in 2013-2023) [z702@ipc.fukushima-u.ac.jp](mailto:z702@ipc.fukushima-u.ac.jp)

Deputy Director on R&D Nichiui SvIT LLC, Fukushima (since 2023) [Zheleznyak.m@gmail.com](mailto:Zheleznyak.m@gmail.com)

Chairman, Scientific-Expert Council at State Environmental Inspectorate of Ukraine [www.deli.gov.ua](http://www.deli.gov.ua) (2022- Now)

Head, Department Environmental Modeling, Institute of Mathematical Machine and System Problems, National academy of sciences of Ukraine (1986-2015)

# "Current conditions of environmental and social impacts due to the military invasion of the Russian Federation into Ukraine"

My background till 24-02-2022:

1986

Chernobyl' 39th Annual Conference, Japan Environment Council , 21.09.2024

# マーク・ジェレズニャク

福島大学環境放射能研究所 (IER) 客員教授 (2013-2023年 特任教授・教授) [z702@ipc.fukushima-u.ac.jp](mailto:z702@ipc.fukushima-u.ac.jp)

研究開発担当副所長 日宇SVIT合同会社, 福島(2023年より) [Zheleznyak.m@gmail.com](mailto:Zheleznyak.m@gmail.com)

ウクライナ国立環境検査局 科学専門委員 委員会委員長 [www.deli.gov.ua](http://www.deli.gov.ua) (2022年~現在)

ウクライナ国立科学アカデミー数理機械システム問題研究所環境モデリング部門長 (1986~2015年)

# "ウクライナに対するロシアの軍事侵攻による環境および社会的影響の現状"

2022年2月24日までの私の経歴:

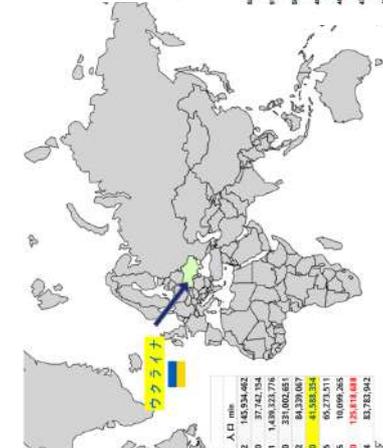
1986

Chernobyl' 39th Annual Conference, Japan Environment Council , 21.09.2024



国士	国土 km <sup>2</sup>	人口 百万
1. ロシア	17,098,242	143,534,462
2. カナダ	9,984,619	37,742,334
3. アメリカ合衆国	9,523,469	331,002,851
4. 中国	9,596,961	1,411,760,000
5. ブラジル	8,511,965	214,000,000
6. インド	3,287,263	1,384,647,385
7. フランス	643,801	67,385,111
8. 日本	377,915	125,543,000
9. 韓国	100,431	51,769,000
10. ドイツ	357,114	82,703,000

Ukraine: the territory has dimensions of 1,316 km from west to east and 893 km from north to south, an area of 603,549 km<sup>2</sup>.



ウクライナ: 東西1,316km、南北893km、面積603,549km<sup>2</sup>の領土。



カルパチア山脈





福島大学 SATREPSプロジェクト(チェルノブイリ):  
Fukushima University SATREPS project in Chernobyl Exclusion Zone



Google Earth: 12.2020

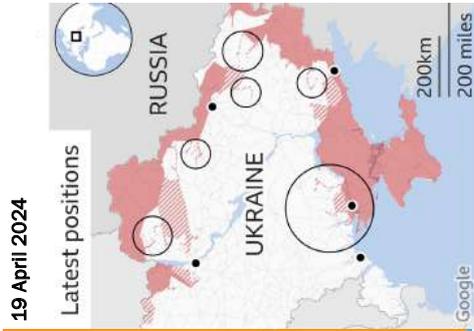
Google Earth: 12.2014



■ Russian military control ■ Russian advances

Source: Institute for the Study of War (21:00 GMT, 19 March)

BBC



Google

Ukraine and Russia's militaries are David and Goliath. Here's how they compare 25.02.2022  
By [Angela Dewan, CNN](#) <https://www.cnn.com/2022/02/25/ukraine-russia-military-comparison/index.html>

ウクライナとロシアの軍隊は、ダビデとゴリアト。両者の比較は以下の通り。

	Ukraine	Russia	Proportions
Active personnel 現役軍人	196,000	900,000	21.8%
Reserve personnel よびぐんいん	900,000	2,000,000	45%
Armored fighting vehicles 装甲戦闘装置	3,309	15,857	20.9%
Aircraft 航空機	132	1,391	9.5%
Helicopters ヘリコプタ	55	948	5.8%
Submarines 潜水艦	0	49	-
Spending 支出	\$4.7B USD	\$45.8B USD	10.3%

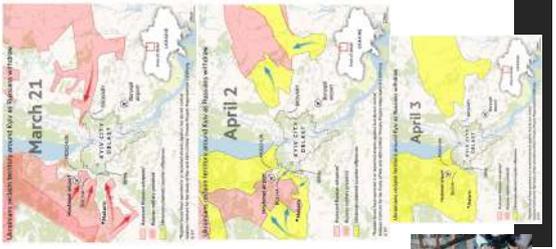
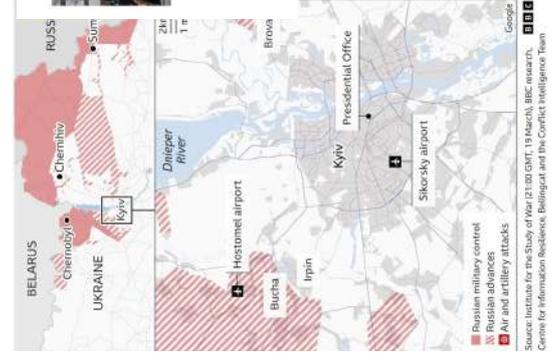
Source: IHS Military Balance, 2019  
Korea: CIA, Ashton Boucher/Defense.com.au  
Graphic: Carlo D'Adda, CNN

アレックス・P, 24, 2022年02月 兵役に志願 前線での戦闘に参加し、2022年09月に負傷した。病院で治療を受けた後、ウクライナ軍の分析センターで兵役を続けている。

How it was possible? How Ukrainians can stop this powerful intrusion? Social consequences - thousands of men and women left their jobs and volunteered for military service.

なぜそんなことが可能なのか? ウクライナ人はどのようにしてこの強力な侵入を阻止できるのか? 社長的影響 - 何千人もの男女が仕事を辞め、兵役に志願した

Alex P., 24.02.2022 volunteered for military service. He was wounded in the front line and he was wounded on 09.2022. After medical treatment in hospital he continues military service in Analytical Center of Ukrainian Army.

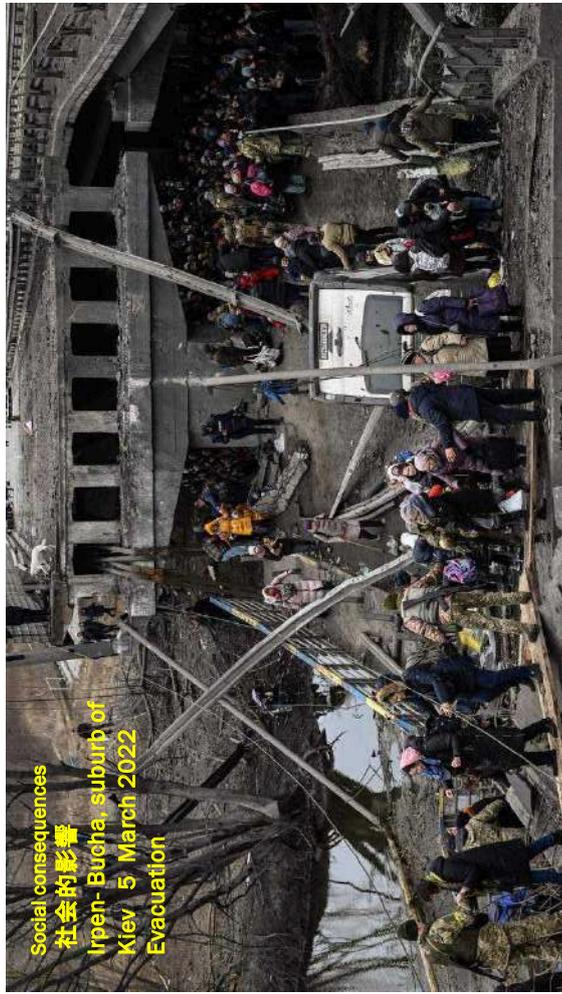


Chernobyl after withdrawn of Russian troops 5-6 April 2022  
ロシア軍撤退後のチェルノブイリ 2022年4月5日～6日



**Social Impacts** - Cars of Ukrainian civilians with people inside destroyed by Russian tanks on the way from Chernobyl to Kiev in February 2022 (Photo of Chernobyl Research ECOCENTRE staff on the way to their Chernobyl office and inside in April 2022)

社会的影響-2022年2月、チェルノブイリからキエフに向かう途中、ロシア軍の戦車によって破壊されたウクライナの民間人の車(写真は2022年4月、チェルノブイリ事務所に向かう途中のチェルノブイリ・リサーチ・エコセンターのスタッフとその屋内)



Social consequences  
社会的影響  
Irpen- Bucha, suburb of Kiev 5 March 2022  
Evacuation

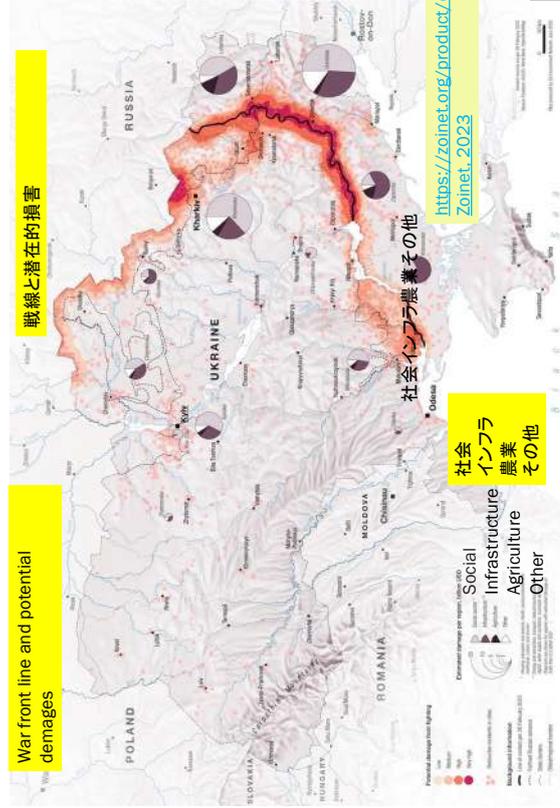


Mines: Map of Ukrainian territories that could potentially be contaminated by explosive objects

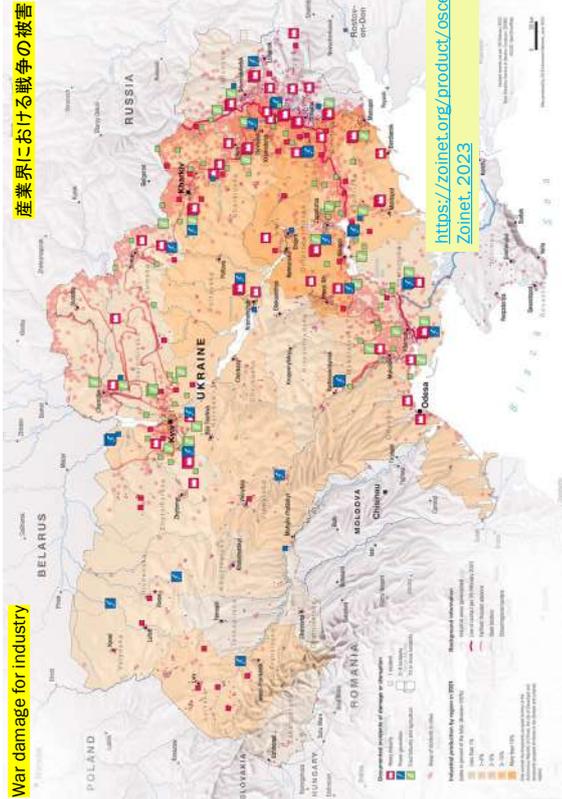
地雷：爆発物で汚染される可能性のあるウクライナ領土の地図  
Jica Project support demining

Source: State Emergency Service of Ukraine, <https://mine.ds.ms.gov.ua/>

8,100,100、Refugee from Ukraine since 2022年2月よりウクライナ難民

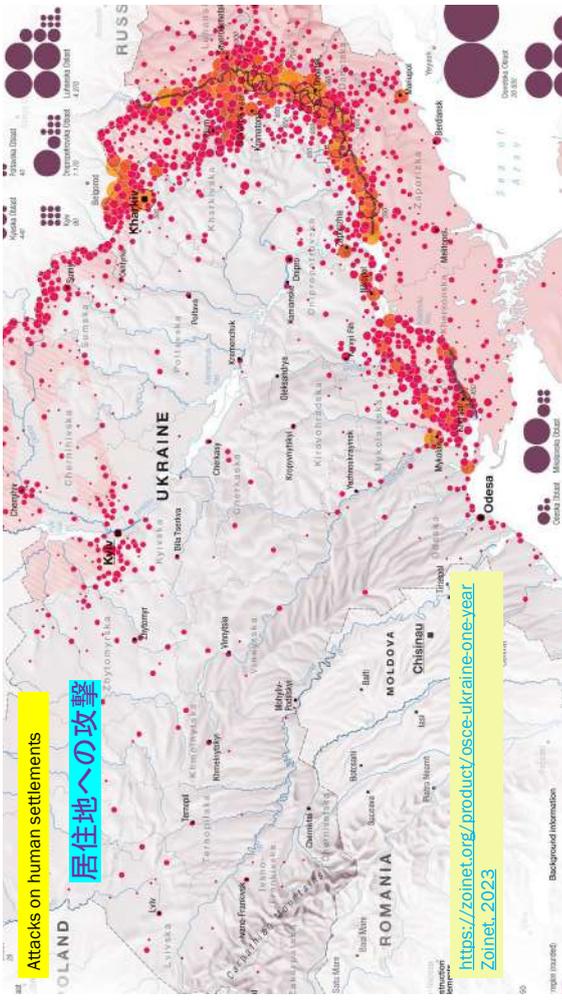


[https://zooinet.org/product/psoc-ukraine-one-year-zooinet\\_2023](https://zooinet.org/product/psoc-ukraine-one-year-zooinet_2023)



産業界における戦争の被害

[https://zooinet.org/product/osce-ukraine-one-year-zoinet\\_2023](https://zooinet.org/product/osce-ukraine-one-year-zoinet_2023)



Attacks on human settlements

居住地への攻撃

[https://zooinet.org/product/osce-ukraine-one-year-zoinet\\_2023](https://zooinet.org/product/osce-ukraine-one-year-zoinet_2023)

主な社会的影響 - 殺害され、負傷し、レイプされ、拷問されたウクライナ人

**UN Human Rights Monitor Report Extensive Civilian Harm from Recent Attacks**  
 Published on 08 September 2024. In places, armed forces, since 26 August, have caused extensive civilian harm across Ukraine, the UN Human Rights Monitoring Mission in Ukraine (HRMMU) said today. HRMMU has verified that attacks in government-controlled territory since then have killed 64 civilians, injured 392, and caused significant damage. The high casualty numbers follow a sharp increase in civilian deaths and injuries over the summer. HRMMU's [monthly update](https://www.un.org/press/en/2024/ukraine080924), published today, shows that 184 civilians were killed and 858 injured in August alone, the second highest monthly casualty number in 2024 after July.

**国連人権監視団は最近の攻撃による広範な市民被害を報告**  
 2024年9月8日  
 国連ウクライナ人権監視団 (HRMMU) は本日、8月26日以降のロシア軍による攻撃により、ウクライナ全土で広範な市民被害が発生していることを明らかにした。HRMMUが確認したところによると、それ以降、政府管轄領域で行われた攻撃により、民間人64人が死亡、392人が負傷し、民間人の財産やインフラに多大な被害と破壊がもたらされた。死傷者数の多さは、軍に民間人の死者が急増したことによるものである。HRMMUが本日発表した民間人被害に関する月次報告書によると、8月だけで184人の民間人が死亡、856人が負傷した。HRMMUのガエル・ベル代表は、ウクライナ全土で民間人が爆撃が人口密集地を襲い、ウクライナ全土で民間人が死傷している。電カインフラに対する徹底的な攻撃は、再び全国的な緊急事態の体感を引き起こし、市民の攻撃は、船舶、野営、スーパーマーケット、重要なエネルギーインフラを破壊または破壊された。と述べている。

ウクライナ西部リウノウ、4.09.24、ロシアのロケット弾を受けた家族の家。

The main social consequences - Killed, wounded raped, tortured Ukrainian people

M. Zheleznyak<sup>1\*</sup>, G. Donchyts<sup>2</sup>, V. Maderich<sup>3</sup>, I. Dronova<sup>4</sup>, P.Kalach<sup>5</sup>, D.Trybushnyi<sup>6</sup>, B.Faybishenko<sup>7</sup>, A.Dvorzhak<sup>8</sup>

<sup>1</sup>Institute of Environmental Radioactivity, Fukushima University, Japan.  
<sup>2</sup>Delft, Netherlands.  
<sup>3</sup>Institute of Mathematical Machine and System Problems, National Academy of Science, Kyiv, Ukraine.  
<sup>4</sup>University of California Berkeley, CA, USA.  
<sup>5</sup>Tropical Marine Science Institute, National University of Singapore.  
<sup>6</sup>Institute for Thermal Energy Technology and Safety, Karlsruhe Institute of Technology, Karlsruhe, Germany.  
<sup>7</sup>Energy Geosciences Division, Earth and Environmental Sciences Area, Lawrence Berkeley National Laboratory, Berkeley, CA, USA.  
<sup>8</sup>Centre for Energy, Environment and Technology Research, Madrid, Spain

**Science**  
 Ecological footprint of Russia's Ukraine invasion  
 15 September 2022 vol 377

...The international science community can complement the top-down, government-driven, centralized approach by Ukrainian institutions by conducting robust, decentralized, distributed research. Researchers, managers, and funding institutions can help by developing collaborative projects that focus on the ecological impacts of the war, including assessment. We hope that the body of this knowledge accumulated through such studies would provide a reference point for subsequent remediation plans in Ukraine as well as evidence to support post-war reparations claims to Russia. It could also provide a blueprint for wartime damage and recovery assessments in other parts of the world affected by military conflicts.

国際的な科学コミュニティは、強力な分散型研究を実施することで、ウクライナの諸機関によるトップダウン型かつ政府主導型で中央集権的なアプローチを補充することができる。研究者、管理者、資金提供機関は、復興のコスト評価を含めた戦争による環境被害への影響評価に焦点を当てた共同プロジェクトを実施することが重要である。

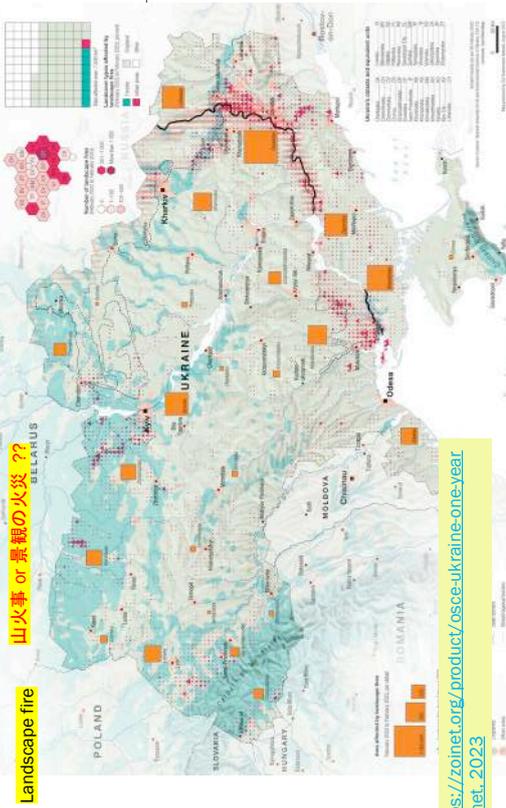
...このような研究を通じて蓄積された知見は、今後のウクライナにおける復興計画の参考となり、ロシアへの賠償請求を裏付ける証拠となることを期待したい。また、軍事紛争の影響を受けた世界の他の地域における戦時被害と復興評価の雛形となる可能性もある。

List of the R & D tasks addressing Environmental Damage in Ukraine during the war:

- 1. Emergency preparedness to reduce environmental and health risks from infrastructure damage** (zoning of high-risk areas, evacuation plans and recommendations for other measures to protect the population).  
*Tools:* scenarios produced by validated models of environmental contamination and hazards (e.g. flooding), exposure dose predictions for nuclear predictive modelling.
- 2. Emergency response - implementation of emergency plans to be updated on-line monitoring data and refined modelling**  
*Tools:* strengthening of on-line monitoring networks and model-based decision support systems (ensemble modelling)
- 3. Fixing the evidence of environmental damage to support post-war reparations** claims to Russia.  
*Tools:* Strengthening of measuring devices & laboratory equipment & remote sensing data for relevant agencies (SEI, SNRIU, SAUEZM).

## 戦時中のウクライナにおける環境被害に関する研究開発課題一覧:

- インフラ被害による環境・健康リスクを軽減するための緊急時対策 (高リスク地域のゾーニング、避難計画、住民を保護するためのその他の対策の提言)。  
*ツール:* 環境汚染とハザード (洪水など) の検証済みモデルによって作成されたシナリオ、核予測モデリングのための被ばく線量予測。
- 緊急時対応・更新される緊急時計画の実施 オンラインモニタリングデータと精緻なモデリング  
*ツール:* オンラインモニタリングネットワークとモデルベースの意思決定支援システム (アンサンブルモデリング) の強化
- ロシアに対する戦後賠償請求の裏付けとなる環境被害の証拠の確定。  
*ツール:* 関連機関 (SEI, SNRIU, SAUEZM) のための測定装置、実験室設備、リモートセンシングデータの強化。



## 4 Implementation of internationally recognized methods for quantifying environmental damage and losses.

*Tools:* Modification and testing for these war conditions of best practice approaches from the USA and other countries.

## 5 Feasibility studies for the analysis of optimal remediation efforts including assessing the costs of engineering projects, their economic, environmental and health impacts.

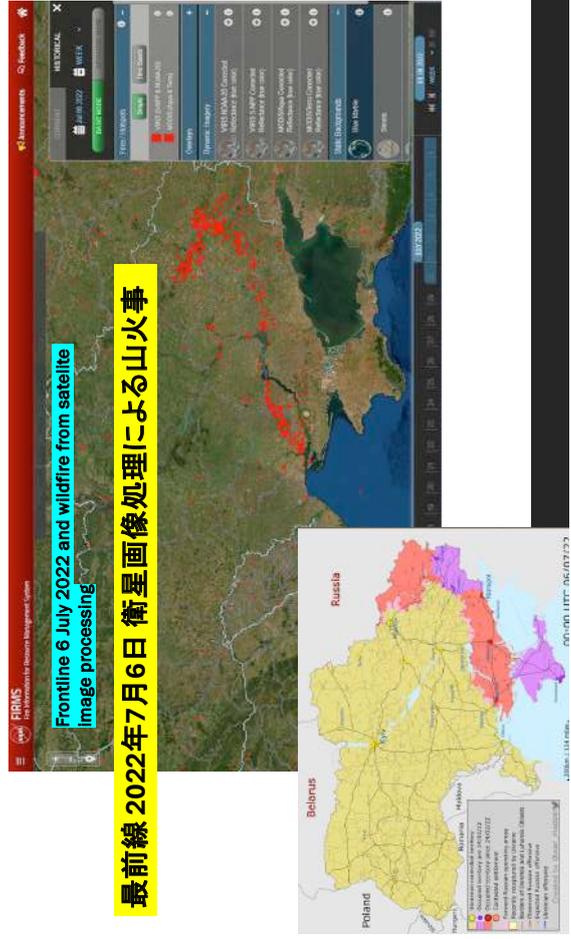
**Our view - until the end of the war, the highest priority should be given to tasks 1-3 from this list.**

## 4. 環境損害および損失を定量化するための国際的に認められた手法の実施。

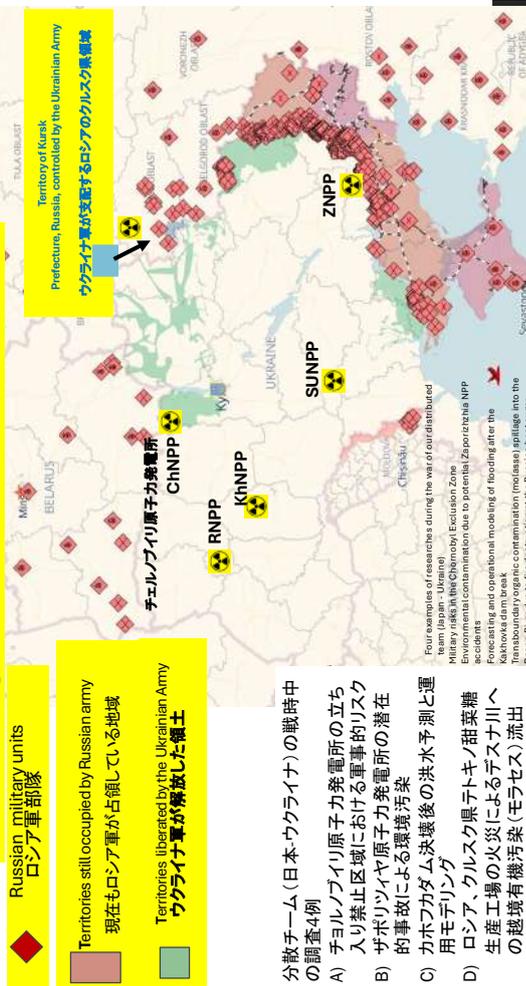
*ツール:* 米国や他の国々のベストプラクティス・アプローチをこれらの戦況に合わせて修正し、テストすること。

## 5. エンジニアリング・プロジェクトのコスト、経済、環境、健康への影響の評価を含めた最適な復興努力を分析するためのフィジビリティ・スタディ。

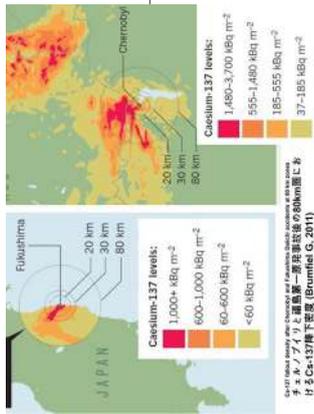
我々の見解 - 戦争終結までは、上記リストの1~3が最優先課題となる。



11 September 2024 <https://dispersion.live>



- 分散チーム(日本、ウクライナ)の戦時中の調査4例
- A) チョルノブイリ原子力発電所の立ち入り禁止区域における軍事的リスク
  - B) ザポリジヤ原子力発電所の潜在的事故による環境汚染
  - C) カホフカダム決壊後の洪水予測と運用モデリング
  - D) ロシア、クルスク県トキ/甜菜糖生産工場の火災によるダスト川への越境有機汚染(モラセス)流出



Map of Cs-137 of Chernobyl fallout at Ukraine, Belarus and Russian Federation within Dnieper river basin and the regional nuclear facilities and other radiocative contaminated sites ( IAEA-TECDOC-1230, 2006)

Atmospheric releases Chernobyl NPP(1) and Fukushima -Dachi NPP (2) PBq  
 大気放出量 チェルノブイリ原子力発電所 (1) および福島第一原子力発電所 (2) PBq

Radionuclide	Fukushima Daiichi NPP	Chernobyl NPP
Iodine: I-131	120	1760
Cesium: Cs-134	9	47
Cs-137	8.8	85.0
Strontium: Sr-90	No data on significant release	10
Plutonium: Pu-239	No data on significant release	0.013

- (1) - Chernobyl Forum 2005, (2) -UNSCEAR, 2014
- A) チョルノブイリ原子力発電所の立ち入り禁止区域における軍事的リスク
  - B) ザポリジヤ原子力発電所の潜在的事故による環境汚染

Radio-ecological and dose models in RODOS

Atmospheric Dispersion Model: Deposition Model, Monitoring Model, Food Monitoring, FEMAS (Aquatic Food chain model, Aquatic Irradiation dose model), FEMAS (Forest Food chain model, Forest Irradiation dose model)

Hydrological Dispersion Models (HDM) of EC Decision Support Systems for Nuclear Emergency, RODOS

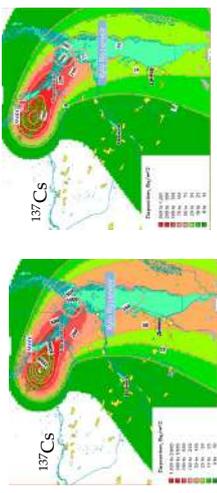
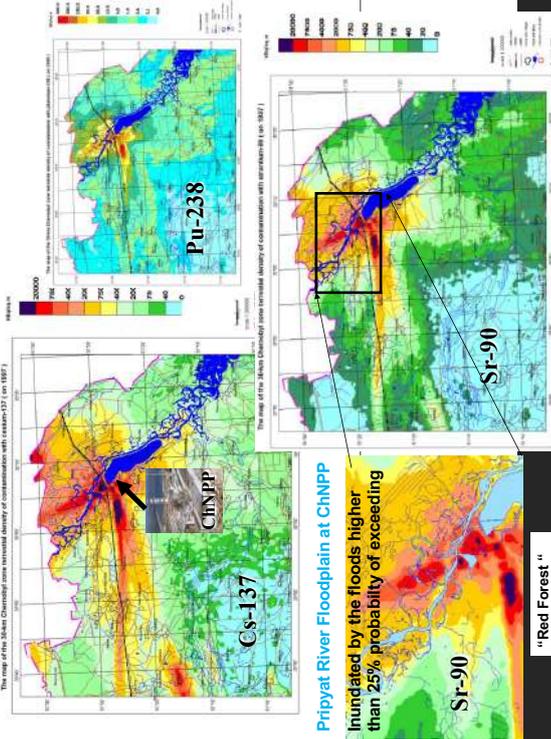
Chernobyl Forest fire 2018

Wind field 30.10.2013 ZNPP site

One of the scenario of Cs ground deposition

Forest fire at ChNPP 5.06.2018

Emergency response system for offsite nuclear emergency in Ukraine before the war: JRODOS models and implementation

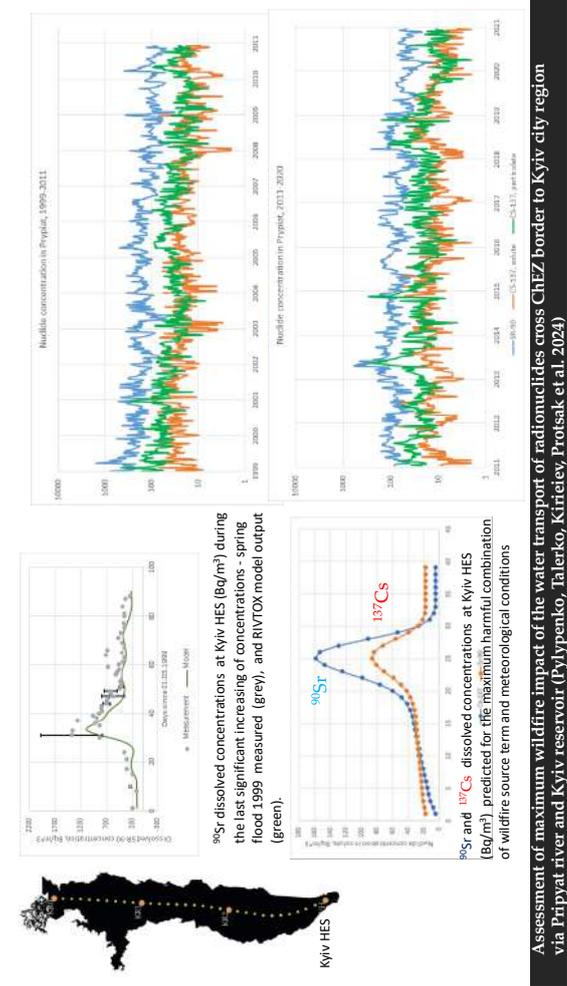


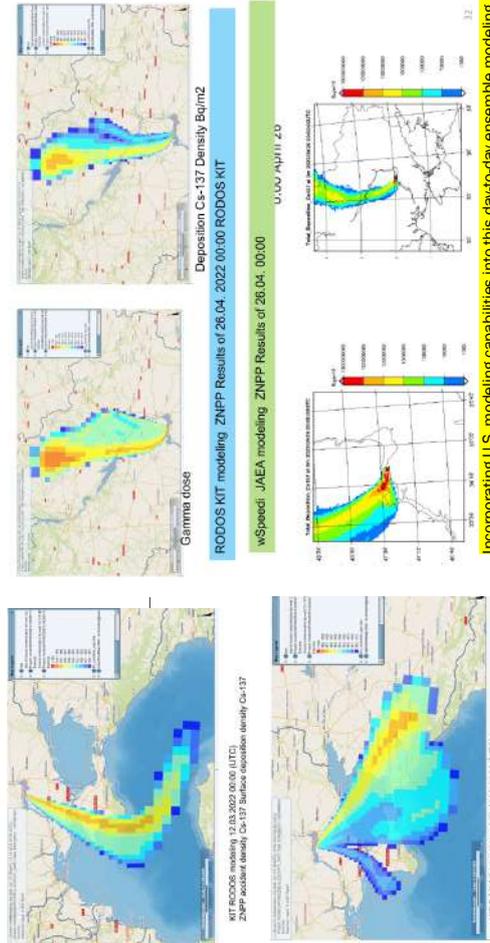
Atmospheric deposition the radionuclide ( $Bq\ m^{-2}$ ) for "maximum danger scenario" of the forest fire in the CEZ under o chosen meteorohazards scenario

Scenario	<sup>90</sup> Sr deposition watershed on water surface, Bq/m <sup>2</sup>	<sup>137</sup> Cs deposition on watershed water surface, Bq/m <sup>2</sup>	<sup>137</sup> Cs deposition on watershed water surface, Bq/m <sup>2</sup>
April 28-29, 2015	0.001	0.016	0.0095
April 4-20, 2020	0.300	0.048	0.016
Hypothetical, Meteoscenario 1	46.1	-	94.6
Hypothetical, Meteoscenario 2	76.7	0.6	168

Total amount of radionuclides deposited on Kyiv reservoir surface and washed-off from the watershed for the calculated scenarios. Meteoscenario 1 has no wash-off due to absence of precipitation.

Assessment of maximum wildfire impact of the water transport of radionuclides cross CHEZ border to Kyiv city region via Pripyat river and Kyiv reservoir (Dylypenko, Talerko, Zheleznyak, Kirietyev, Protsak et al. 2024)





Incorporating U.S. modeling capabilities into this day-to-day ensemble modeling could increase the predictive power of these efforts.

Ensemble modeling consequences of ZNPP accident by RODOS in KI1, Germany and Ukraine and by Japanese DSS



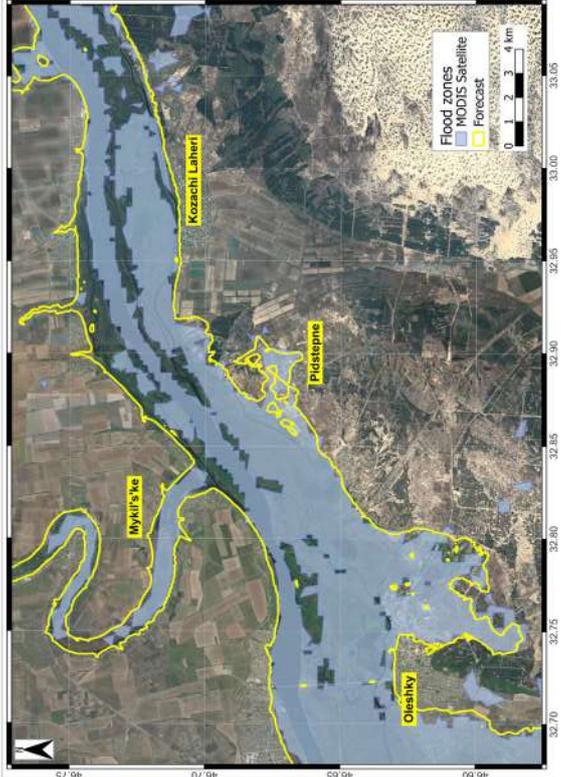
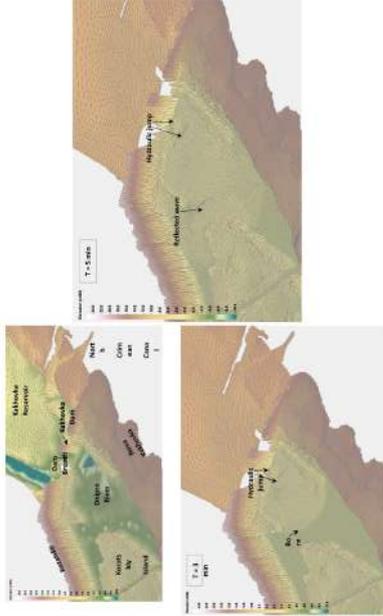
Kakhovka HES dam, May, 2023



Kakhovka HES dam, June 6, 2023

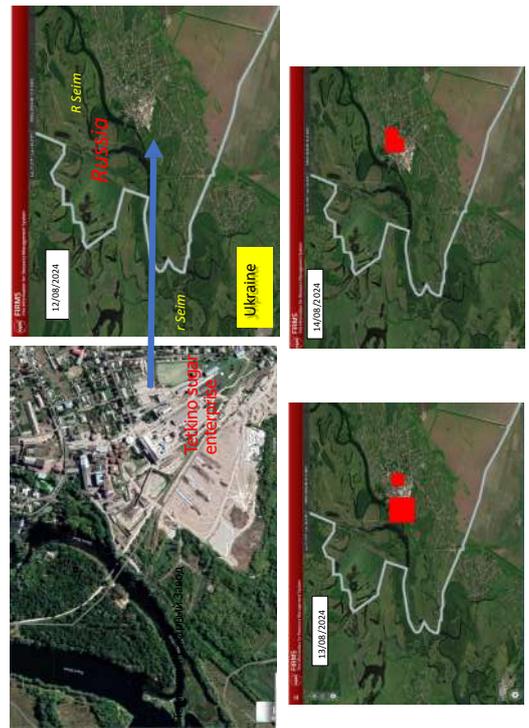
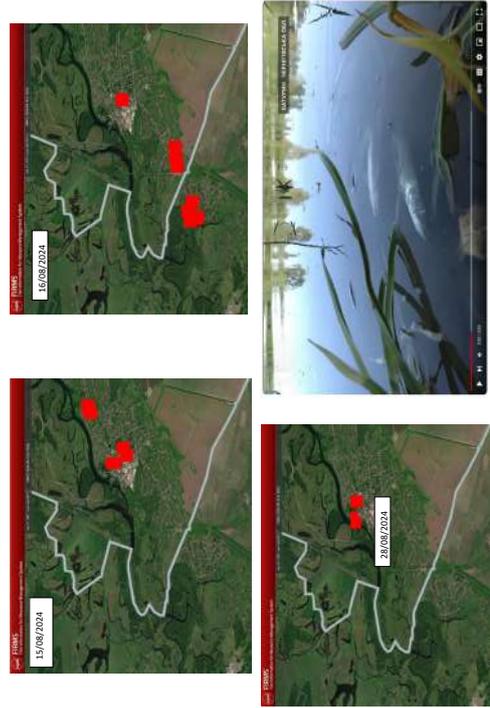
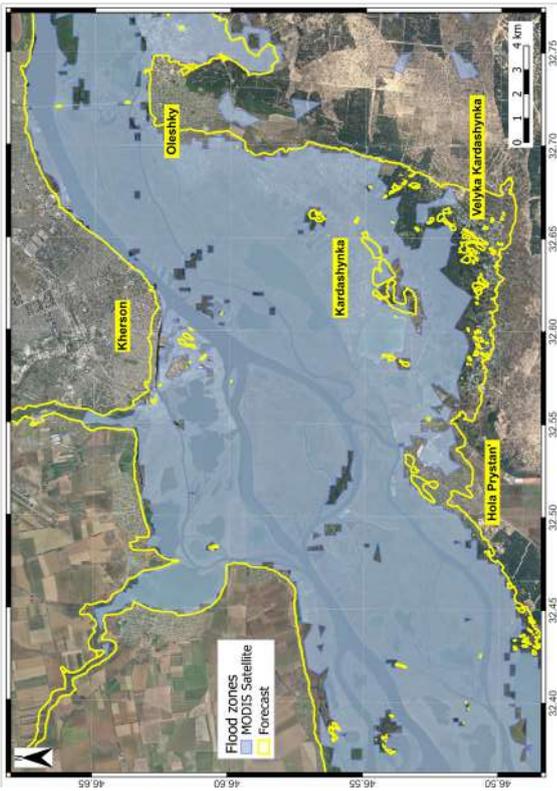
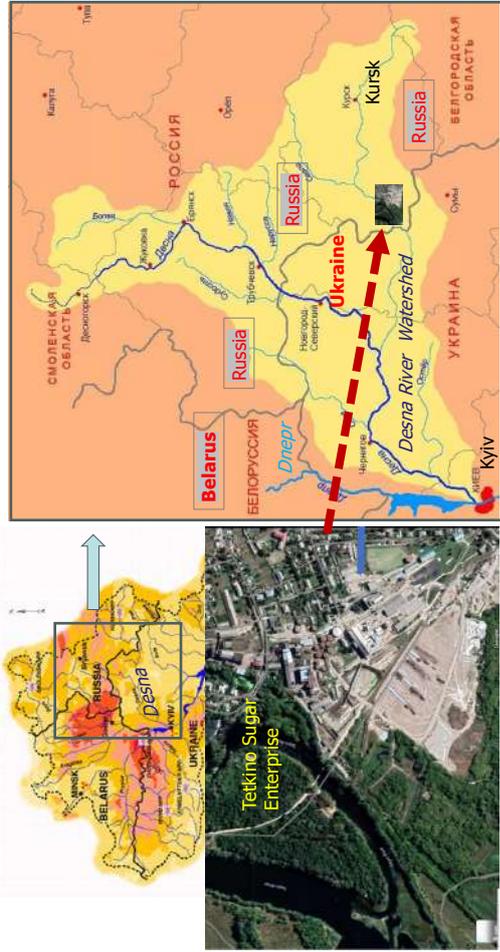
カホフカダム決壊後の洪水予測と運用モデリング

Modeling - breach (400 m long by 15 m high behind the dam) , included in the calculations in February 2022 and the first minutes of wave propagation)



Modeling of Kakhovka HPR dam break performed by COASTOX in October - February 2022, which results have been presented as GIS maps flooding maps to State Emergency Service of Ukraine, and satellite images of Kakhovka HES dam

ロシア、クルスク県テトキノ甜菜糖生産工場の火災によるデスナ川への越境有機汚染（モラセス）流出

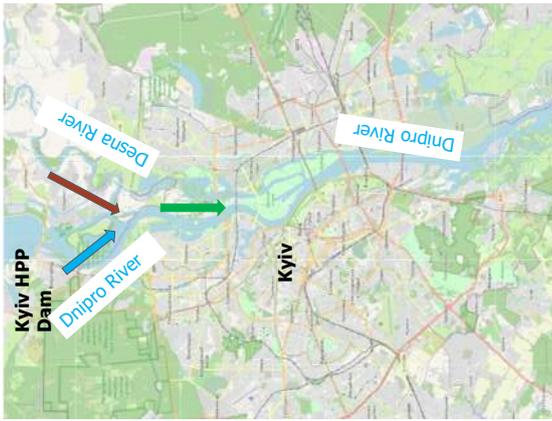


https://www.youtube.com/watch?v=381111111111

Dead fishes as "Honolulu Molasse Spill"

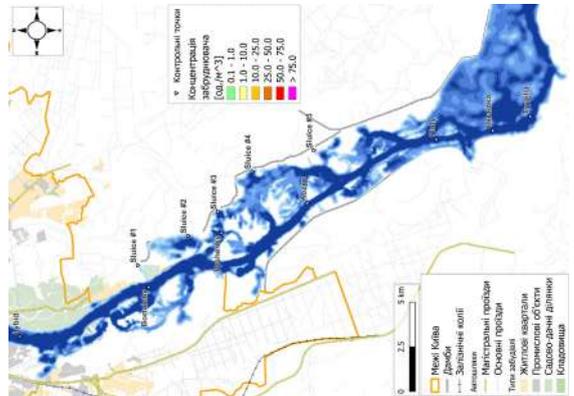
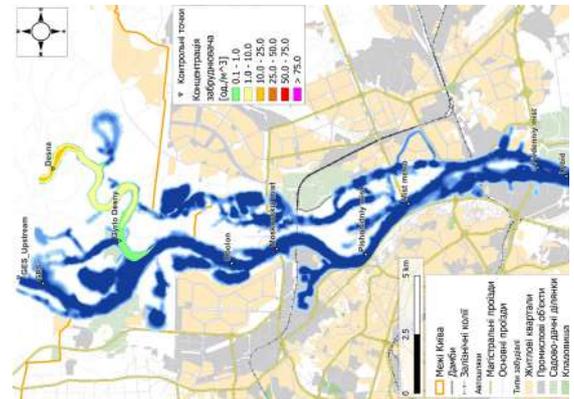
【画像】

潮害の流出は2013年9月9日に発生した。流出の原因はパイプの不具合であり、海上輸送会社のマツソン社が責任を認め、石油と濃い潮害が製品物に含まれていたため、マツソン社もハワイ州政府も潮害流出という緊急時の対応策をもっていなかつた。海流と天候の影響で潮害が徐々に流れ、ポートル港から外へ流されるものと考えられる。ポートル港にもぐるダイバーは潮害が即座に港の底に沈み、酸欠を引き起こしたため、多くの海洋生物が全滅したと報告した。2万(千匹以上)の魚などが犠牲になった。2万(千匹以上)の魚などの海洋生物が犠牲に死亡した。

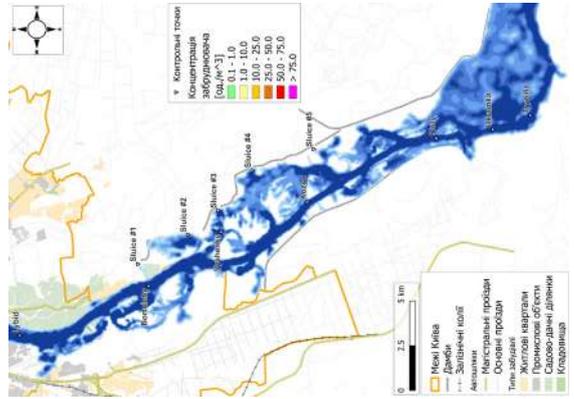
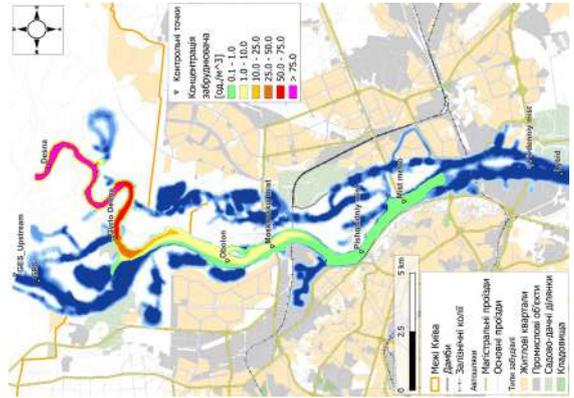


Our forecast maximum concentration COD at Kyiv  
Drinking Water Intake 15-16.09.2024

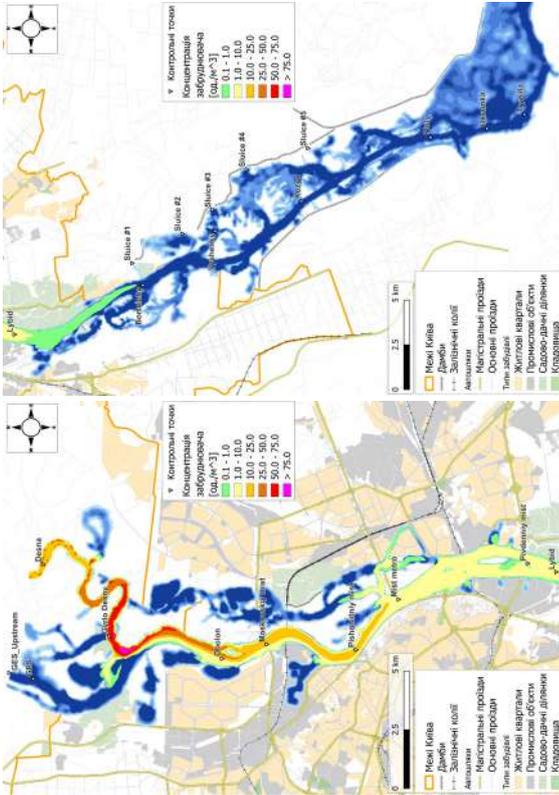
15.09.2024



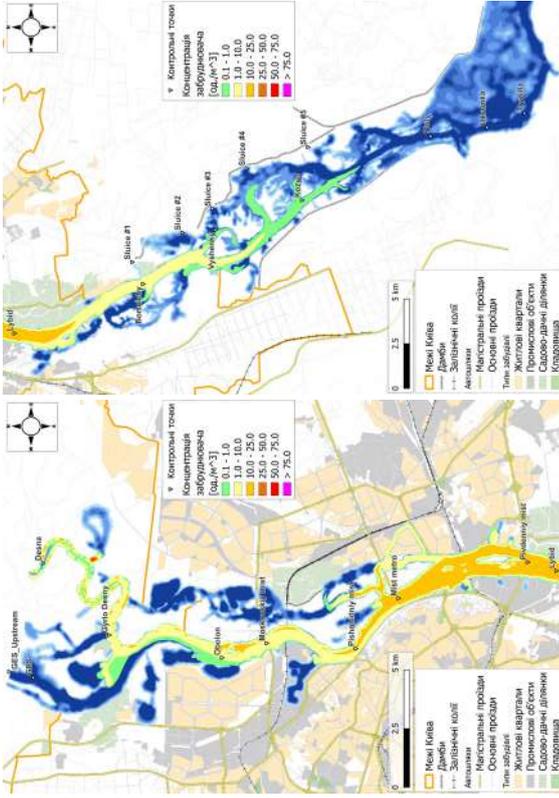
16.09.2024



17.09.2024



18.09.2024



**Lessons Learned During the Cruel War on R & D Tasks Addressing Environmental Damages in Ukraine**

1. Under the pressure of wartime emergencies, the support of scientists to decision-makers and managers of "environmental" government agencies can be particularly useful, so both sides should be ready for and have a "taste" for such cooperation.
2. The level of complexity of the tasks to be solved under severe time pressure requires the involvement of leading experts and the use of the best research tools and modern technologies. Establishing task forces of national and international experts for specific tasks can be very useful in solving wartime environmental challenges.
3. The experience of the successful Japanese-Ukrainian projects opens a good perspective for extending the cooperation in the post-war period, when the role of R&D for the well justified remediation projects will be particularly important.

**残酷な戦争で学んだ教訓 ウクライナの環境被害に対処する研究開発課題**

1. 戦時中の緊急事態という重圧のもとでは、「環境」政府機関の意思決定者や管理者に対する科学者の支援は特に有用であるため、双方はそのような協力の準備を整え、「味」をしておく必要がある。
2. 厳しい時間的プレッシャーのもとで解決しなければならぬ課題の複雑さには、第一線の専門家との関与と、最高の研究ツールと最新技術の利用が必要である。特定の任務のために国内外の専門家からなるタスクフォースを設置することは、戦時中の環境問題の解決に非常に有効である。
3. 日・ウクライナのプロジェクトが成功した経験は、戦後、妥当な修復プロジェクトのための研究開発の役割が特に重要になる時期に、協力を拡大するための良い展望を開くものである。

## 神宮外苑再開発と都市の緑の保全

ロッシェル・カップ（コモنزの緑を守る全国ネット共同代表）

### 1. 注目されている神宮外苑再開発

ユネスコの諮問機関である ICOMOS（国際記念物遺跡会議）から発出された警告ヘリテージ・アラート、国内外メディアによる多くの報道、4つの署名活動への32万人を超える賛同者、2023年に他界した坂本龍一氏のメッセージに続いて、各界の有識者や村上春樹氏をはじめとする著名人による声明、人気グループ、サザンオールスターズによる抗議の歌など、神宮外苑再開発プロジェクトは多くの論争を巻き起こし、注目を集めました。

### 2. 神宮外苑は、歴史的価値の高い特別な場所

明治神宮外苑は、今から百年前の大正時代に、国民の献金、献木という、現在のクラウドファンディングのような民主的な方法で造られた歴史的価値の高い都市資産です。歴史的なスポーツ施設やイチョウ並木をはじめとする緑の環境は、憩いの場として長く市民に親しまれてきました。

### 3. 環境を犠牲にする再開発計画と環境アセスの問題

環境アセスの基本的な役割は、開発事業による環境への影響を評価し、社会へ与える利益とバランスをとることですが、神宮外苑の場合では、東京都環境アセス審議会が示した懸念は無視され、環境アセスとして適正に機能しませんでした。環境アセスメントの世界的な学会「国際影響評価学会（IAIA）」、日弁連、そして ICOMOS から、公式声明により非難されたことは、恥ずべき事態です。

### 4. 神宮外苑は全国で起きている再開発問題の縮図

神宮外苑再開発が多くの注目と関心を集めているのは、神宮外苑という特別な場所に対する愛着があるだけでなく、日本全国で起きている再開発問題の縮図だからです。事業者、行政、政治家が秘密裏に進め、計画が固まった段階で初めて公表するという、市民不在のやり方。利潤追求型の高層ビルや商業施設のために樹木や緑が犠牲になっています。「土地の高度利用」や「賑わい」を何よりも優先して、環境や景観、市民の生活をないがしろにしてしまいます。

### 5. 歪められた都市計画行政

神宮外苑再開発は都が基本計画を提案し、都が策定した「まちづくり指針」に合うものとして都知事が認可し実施されています。計画進行のプロセスにおいて、事業計画に合わせたガイドラインを作り、区域を削除したり、条例を変更したり、事業者に便宜を図っています。このように歪められた都市計画行政は、非民主的であるといわざるをえません。

### 6. 都市の緑を守るため法律を変える必要がある

神宮外苑で起きているような問題を防ぎ、緑の環境や景観を守るために日本の法律を変える必要があります。環境アセスメントプロセスの改善、再開発での市民参加を推進する方式、緑地保全や樹木伐採の規制、景観を守る法整備が重要です。

（以上）

## 小さな「矢川」を壊す 63 年前の「都市計画道路」

柏木 隆之（くにたちの自然と生活環境を守る市民連絡会）

### 1 矢川（やがわ）と矢川緑地保全地域

#### ① 矢川緑地保全地域（東京都昭和 52 年指定）

地域内には、矢川の流れとその両側に広がる樹林地、湿地があります。矢川は、立川段丘崖の崖下から湧きだす湧水を集めて流れる幅 2m 程の小さな流れです。流れの中には、ミクリやヤナギモ等の植物が生育し、シマアメンボ等の動物が見られ、カルガモやコサギ等の野鳥が集まってきます。（東京都 HP）

#### ② 矢川 矢川緑地から流れ出し、府中用水・多摩川にいたる約 1.3 km の小さな流れ。

### 2 2 本の都市計画道路（1961 年告示）は矢川のことを考慮していない

昭和 36 年 10 月 5 日 建設省告示第 2295 号

東西方向＝新奥多摩街道（国立 3.4.5 号線）／南北方向＝立川東大和線（国立 3.3.15 号線）  
川幅 2～4m、地盤面から川底 2～4m の小さな矢川の上に巾 20m、28m の構造物が「平面交差」

★水と緑の保全、道路の必要性の変化、住環境（田畑から住宅地へ）などの時代の変化の考慮なし。

★63 年前の計画をいまだに維持する合理性は？ない。

### 3 「会」の質問・要望と東京都・国立市の動向

#### ① 東京都・・・2022 年 12 月 23 日 「矢川」との交差点の道路構造について（国立市へ意見照会） 2023 年 9 月 8、9 日 都市計画変更素案説明会→突然、「橋梁構造」

#### ② 国立市・・・2023 年 1 月 10 日 東京都への「回答」→矢川本体（水路部分）を改変しない道路構造。都市計画道路により矢川が覆われる場合には、日光がさえぎられることにより既存の生態系への影響が懸念されるため、自然採光が可能な構造など、要望。（東京都からの回答なし）

#### ③ 「会」の質問と要望・・・「水辺の自然環境や生態系に最大限配慮した（必要不可欠な）構造」になっていますか？橋梁構造とは？平面交差なら容認できない？東京都から回答を求め、情報公開と検証を。

#### ③ 国立市回答（2023 年 12 月 11 日）・・・東京都は市の要望を受けた最適案を示した、構造は今後協議、これまで出した要望、意見をふまえて東京都と協議・・・。

### 4 わたしたちのとりくみ（二つの署名）

2024 年 6 月 10 日第一次分（1,345 筆）を東京都に提出（ネット岩永、共産党曾根・青柳各都議）

ひきつづき 12 月 15 日投票の国立市長選挙を意識して署名にとりくんでいる。

### 5 3.3.15 号線と 3.4.5 号線がもたらす国立への影響

●さくら通りが「新奥多摩街道」に ●矢川北都営住宅内に市内最大規模の交差点が出現（1 日当たり 2 万台超×2） ●東京女子体育大学のグラウンドがつぶされる（存続の危機） ●立退きと地域の分断（「このままここで暮らしたい」の声）

### 6（補足） 都市計画法の「改正」を

都市計画法第 15 条～第 28 条（都市計画の決定及び変更）では、住民の関与は（「一団の土地」以外は）地区計画等の公聴会、縦覧、都市計画審議会、決定と公告のみ。

★既決定の都市計画の変更（修正・廃止）を求める「住民発議」を制度化できないか。  
（以上）

## さいたま・核都市広域幹線道路計画と見沼たんぼ地域の保全

北原 典夫（未来遺産・見沼たんぼプロジェクト推進委員会事務局長）

### 1. 首都圏の大規模田園緑地「見沼たんぼ地域」

見沼たんぼ地域は、狭山丘陵などともに、埼玉県南部・首都圏 20km~30km に広がる大規模緑地地域です。江戸時代中期に 1,200ha 余の沼地を干拓して米作りの場となりました。1965 年以降、この地域の持つ遊水機能や環境保全機能から、幾多の住民運動や関係機関の検討・協議を経て、1995 年には「大規模緑地として保全・活用・創造とする基本方針」が、埼玉県・関係市・関係議会・関係団体の 4 年 5 カ月の協議の末に「合意」され、「基本計画」も定められてきました。

### 2. 「開発促進志向」の衆議院議員の思い付きから始まりました

しかし、地域の土地所有者の中には、「市街化調整区域の土地を売りたい・高く売りたい・だから開発を願う」という意見もあります。それらの開発志向を踏まえて、さいたま 1 区の衆議院議員が、4 年ほど前から、見沼たんぼの「開発促進」のため、埼玉新都心建設の際にできた「首都高埼玉新都心線の見沼出口からの東北高速道までの延伸」を提起し、「首都高速埼玉新都心線東北道延伸促進議員懇話会」を立ち上げました。議員が会長で、さいたま市長が顧問です。

### 3. 岸田内閣の「首相補佐官」に対して「大宮国道工事事務所」の慌てた対応

2021 年 10 月に岸田内閣が発足し、当該議員が総理大臣補佐官になると、大宮国道工事事務所が、12 月には「埼玉県東西軸道路検討会」として関係機関を集めて WEB 方式で立ち上げました。当初は「東西軸道路検討会」としていたのですが、1 年後には、「核都市広域幹線道路検討会」として、道路の名称を「粉飾」したうえ、さいたま市役所での地元検討会として推進しています。

### 4. 理念崩壊している「核都市広域幹線道路」

1986 年の首都圏整備基本計画で、千葉・さいたま・立川・横浜などの『業務核都市』を結ぶ広域道路として構想されました。2000 年を目標とした「第四次全国総合開発計画」を受けて制度化されましたが、その後の首都圏の一極化構造の進行などによる『業務核都市』の計画・理念の崩壊などにより、まったく広域道路構想として成り立っていない道路構想です。その広域道路構想を前面にして、市民を威圧しようと「仰々しく持ち出された道路構想名称」です。

### 5. 浦和 IC から 1.8km の位置の新 IC は、「近すぎて危険で無駄」

見沼出口から東北道への延伸ルートでの新 IC は、さいたま市の都市計画マスタープランの道路整備方針図では、浦和 IC から 1.8km の位置です。その地点以外には岩槻 IC までの間の新 IC に接続できる県道等がありません。新 IC は車で 2 分。既存のインターに「近すぎて、危険で無駄な IC」です。市民団体の推定では、建設費用 2,700 億円、30 年の建設期間が必要です。30 年後には日本の人口が 1 億人を下回ると推計されており、自動車交通量も激減するものと推計されます。

### 6. 見沼たんぼ地域の中心的地域の風致・環境・景観を破壊する高速道路計画に反対

首都圏 3,000 万人が集住する大都市の近郊で、40 年余の長い市民運動と協議・検討を踏まえて、災害対応力の保持、自然環境・文化・景観資源の保全などから「大規模緑地地域」として 128 億円の基金などで整備が進められてきている「見沼たんぼ地域」。私たちは、その中心地域の風致・環境・景観を破壊する高速道路計画に反対する会を昨年 9 月に設立しました。

### 7. どうぞ『オンライン反対署名』にお力添えください

オンライン署名：<https://www.change.org/minumatanbo>



## 昭島・昭和の森における都市緑地開発問題

長谷川 博之（昭島巨大物流センターを考える会共同代表）

### I GLP昭島プロジェクトの概要と問題点

- 1) 世界的物流デベロッパー、GLP 社の日本法人が、東京都昭島市の〈昭和の森ゴルフ場〉林間コースの樹木 3000 本(推計)を伐採する、巨大物流・データセンター(東京ドーム約 12 個分)を計画。オオタカやアナグマも棲む自然林(代官山)や国の史跡(玉川上水)、閑静な住宅街に隣接し、ほぼ片側一車線の市道(通学路)しかないのに、物流トラック等 1 日 5800 台が集中。渋滞、事故、大気汚染、騒音・振動等、反対の声は大きい、準工業地域であり法的規制は困難。来年 2 月着工の計画に対し、都の環境アセスで評価書案を審議中。
- 2) 「撤退を含む見直し」を求めるグループの他、景観の変化や渋滞予測を市民が調査し 3D-VR シミュレーション動画を制作して可視化するグループ、有志による陳情等、運動は多様化。市民自治への意識も高まる。
- 3) データセンターは、日本全国の既存の DC を合わせたくらいという、桁違いの規模であることが明らかに。電力消費は現在の昭島市総消費電力の約 6 倍、CO<sub>2</sub> の排出量は同 4 倍近く。排熱によるヒートアイランド現象も深刻な懸念。昭島市や東京都の環境政策の破綻を招くほどの規模であることを周知していきたい。

### II GLP 開発問題に見られる都市緑地の開発と保全の実相

- 1) 全国で都市緑地の開発や緑地の減少が問題になっているのはなぜか？  
都市が人間の生活空間としての要件を満たしていない、まちづくりにおける環境配慮が欠落している証拠。
- 2) 昭島における GLP 開発における都市緑地の開発が、あまり大きな問題にならないのはなぜか？
  - ① 東京都は、開発地のゴルフ場の緑地を、単なる管理地、レジャーゾーンと決めつけている。
  - ② 開発隣接地域で、自然度の高い玉川上水や代官山に対しては、環境アセスメントが行われていない。
- 3) GLP 開発地域の都市緑地に抱く市民、行政、企業の自然観は、なぜこんなにも違うのか？
  - ① 唯一の緑地帯である代官山は開発から外されて、保全されることが決まっているが、これまで、一度も園内の自然調査がされたことはなく、生物多様性の実態把握が把握されていないまま、昭島市は、この代官山に、「地区計画に伴う緑地保全条例」を策定しようとしている。
  - ② 代官山の北側と西側に、巾 16m の新設道路が造成されようとしており、それだけで、代官山は孤立化し、生きものの局所的な絶滅を招くことが懸念されている。人と自然との触れ合いの場が消失するにもかかわらず、現在、環境アセスメント上、まったく問題になっていない。
  - ③ 現在、開発計画の一部が変更され、代官山の北側に、DC の代わりに、「中央公園」が造成されることになっているが、これまでのゴルフ場の環境(芝地中心の)を生かした、賑わいのある回遊性をもった都市公園になれば、その北側の玉川上水や南側の代官山の生態系への影響は計り知れない。市も、GLP と同様、単なるレクリエーションや遊びと、生物多様性の保全とが区別できていない。
  - ④ 昭島市は、この開発地域に地区計画を策定しようとしているが、建物の十分な高さ制限や緑地率の指標提示はなく、16m 巾の新設道路や中央公園を是認しており、それをもって、緑の連続性あるネットワークが形成されるとしているが、その内実は実感や効果を伴わない、うわべだけのものになっている。
  - ⑤ 昭島市の地区計画に対しては、都市計画マスタープランや環境基本計画等の上位計画との整合性がないという理由で、7 月、開発地域の生きもの達(オオタカやアナグマ)も主人公にした住民監査請求書を、請求人 379 名で、昭島市に提出した。  
2024 年 8 月下旬現在、監査委員からの結果待ちである。

### III 今後の予定とまとめ

- ① 公害紛争調停について
- ② GLP の企業倫理と環境倫理  
昭島巨大物流センターを考える会 HP (QR コード)



## エネルギー基本計画の何が問題か

大島 堅一（日本環境会議・龍谷大学）

### 1. エネルギー基本計画の位置づけ

- ・エネルギー政策基本法第 12 条に基づき、3 年おきに閣議決定。
- ・中長期的なエネルギー需給、政策に関する計画。S+3E を基調とする。
- ・エネルギー基本計画に書き込まれた内容が具体化、政策化。

### 2. 岸田政権がもたらしたエネルギー政策の諸問題

- ・課題山積の福島原発事故  
被害救済の課題、ALPS 処理汚染水放出、除去土壌の再生利用、発電所内の後始末処理
- ・原子力の惨憺たる状況  
原発コストの高騰、膨大な放射性廃棄物の処分問題、破綻した核燃料サイクル。
- ・放置された気候対策  
1.5 度目標達成、2050 年以前のできる限り早い時期の脱炭素化、2030 年代の電源の脱炭素化に待ったなしの状況  
→NDC（国による貢献、2035 年目標）の内容に直結する。（2025 年 2 月までに提出）  
石炭火力廃止方針・計画無しのまま放置。
- ・岸田 GX 推進（GX 推進法、GX 脱炭素電源法、GX 実行会議）とエネルギー基本計画の骨抜き。  
～「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（GX 推進戦略）  
＝既存の環境破壊型産業保護を前提とした「脱炭素」  
①原発回帰（原発の最大限"活用"、原発新設、運転期間 60 年超容認）  
②本格的気候政策の骨抜きと先送り（「化石燃料賦課金」（2028 年度～）、「特定事業者負担金」（2033 年度～）、「GX2040 ビジョン」）  
③脱炭素・環境保全の流れに逆行する政策の具体化  
＝電力市場にビルトイン（制度化）  
・原発回帰→原発復活、永続化  
・火力発電の維持・永続化  
→ 長期脱炭素電源オークション、RAB モデル等、電力市場にビルトイン  
＝ わかりにくくしつつ国民負担を増加。電力自由化に完全に逆行。  
＝ 電力供給の安定化、環境保全、経済効率性、安全性の確保に逆行。

### 3. 第 7 次エネルギー基本計画にもとめられる内容

<政策形成プロセスの変更>

- ・岸田 GX 政策の大幅見直し、廃止。
- ・民主主義的な政策決定プロセスの構築、透明性、国民参加（若年層・女性）の確保。  
少数の利害関係者からなる「GX 推進会議」を廃止し、「気候・エネルギー市民会議」へ。  
例えば、独立し「たエネルギー政策国民監視委員会」（透明性を確保）の設置へ。

<原発・気候政策に関連して>

- ・福島原発事故に対する国の責任明確化
- ・原子力依存度低減～脱原発（原発ゼロ社会）と負の遺産処理の明確化
- ・本格的気候政策の策定と実施  
火力発電の全廃  
再生可能エネルギー 100%に向けたエネルギー転換計画の策定  
カーボンプライシングの早期実現・制度化（炭素税、排出量取引制度）
- ・電力市場制度の見直し、自由で公正な電力市場と再エネの統合

## 気候・エネルギー政策の「基本方針」の転換に向けて

浅岡 美恵 ((特) 気候ネットワーク・弁護士)

1. 原子力の危険と気候危機を回避するための対策 - 省エネ推進・再エネの加速に尽きる。気候危機に直面しているが、1.5°C目標のための残余のカーボンバジェットと整合し、経済的に合理的な技術を有する。日本にそのポテンシャルはあり、移行経路も示されている。

2. 1.5°C目標からますます乖離する日本 - 第7次エネ基で、最新の科学と国際情勢を踏まえ、気候・エネルギー政策を見直し、転換する機会とするのではなく、これを排除することに腐心

(1) エネ基の役割：20世紀型エネルギー政策の延長で21世紀のエネルギー政策を先取。

経産省への白紙委任による法制化で既成事実化。\*水素社会推進法の告示案パブコメなど。

(2) 日本版 GX, 「2050年カーボンニュートラル」はグリーン(気候)ウォッシング

1.5°Cと向き合わず、2050年、その後も再エネは50~60%まで、残りは原子力と火力の直系に止めることが基本。増設した火力設備を温存し、水素・アンモニア混焼、CCS支援を優先。

(3) エネルギー政策基本法はパリ協定と整合せず

2002年制定のエネルギー政策基本法によりエネルギー基本計画を策定

基本法の目的はエネルギーの安定供給と京都議定書の批准にあわせて環境への適合、市場の活用を加えたが、その中身は「化石燃料の効率的利用」。排出を実質ゼロとし、1.5(2)°C目標の実現を目的とするパリ協定と整合せず、改正が必要であったもの。

エネルギー政策の基本とされてきた、エネルギー需要増と原子力・石炭の設備容量拡大を前提とする経済産業省による長期エネルギー需給見通しの結果を法定計画に取り入れる役割。

第3次エネ基で原子力を基幹エネルギーとし、パリ協定採択直前の第4次エネ基で原子力と石炭火力をベースロード電源と位置付け、パリ協定発効後の第5次エネルギー基本計画でも変更されず。第6次エネ基で2050年カーボンニュートラルを掲げる一方で、グレー水素・アンモニアとCCSを排出削減対策と位置付け、その支援策を盛り込み、原発回帰にも踏み込む。

(4) 第7次議論前に、法制化による旧来の基本方針を固定、原子力・火力支援策の長期的温存

第6次エネ基に基づき、2022年にグレー水素・アンモニア推進のための省エネ法改正、2023年水素・アンモニア、CCS、原子力推進のためのGX推進法、脱炭素成長型経済移行推進法をし、GX移行債による支援を裏付け、2024年に水素社会推進法、CCS事業法を制定し、水素・アンモニア価格差補填(15年間)、長期脱炭素電源オークションによる設備費等の電気料金への転嫁(20年)を実行。水素社会推進法の政省令、告示で2050年まで規定し、実施段階。

(5) 国民への情報開示・参加の形骸化・ウォッシングが進む

エネルギー業界関係者らが圧倒的多数を占める「審議会」は経産省案の追認機関

国民に政策評価・判断に必要な情報を開示せず、「審議プロセス」・「公開」ウォッシング

3. 欺瞞的説明の横行への対応 - 気候変動・エネルギー問題の難解さの克服、便益の理解

(1) メディアを含めた関係者への情報提供、問題提起

(2) 国内議論における国際的視点の欠落を補填

(3) 地域主体の再エネ拡大・利活用の実践による市民の再エネ支持の醸成

4. 若者 vs 火力 10社「気候訴訟」の意義 - 2024年8月6日、若者16人が主な火力発電事業者10社(日本のCO2排出量の3割)に対すし、不法行為法による気候訴訟を提起(名古屋地裁)。

(1) 気候変動による生命、健康、財産、well-being、生活の質等への侵害から保護される権利

(2) 科学に基づく1.5°C目標の実現と日本の応分の貢献のための注意義務(duty of care)：

国、大規模排出事業者に応分の排出削減義務(国際社会のコンセンサスの内容(IPCC AR6 SYR)気候変動の文脈では、排出源との地理的・時間的近接性は意味がなく、排出量のみが重要。

## エネルギー基本計画の論点：脱炭素を担う電力とは

大野 輝之（公益財団法人自然エネルギー財団 常務理事）

新たなエネルギー基本計画の策定、そして新たな日本の温室効果ガス削減目標（NDC）の決定に向けた議論が始まっている。経済産業省が事務局を務める基本政策分科会では、5月中旬以降、2週間に1回のハイピッチで日本のエネルギー政策の今後に大きな影響を与える議論が進んでいる。

今回の議論で注目されるのは、脱炭素エネルギー確保の成否が日本の未来を左右する、という強烈な問題意識が政府から発信されていることである。齋藤経済産業大臣は5月15日の分科会の冒頭あいさつで、「脱炭素エネルギーを安定的に供給できるかが国力を大きく左右すると言っても過言ではない」と述べている。事務局資料の中でも、自動車、半導体製造装置などの高付加価値品で稼いだ外貨の大半が化石燃料の輸入で失われている現状を明確に指摘している。

脱炭素エネルギーへの転換の成否が、日本の経済・社会の今後を左右するという問題認識は全く正しい。自然エネルギーと原子力発電を脱炭素電源とすれば、全発電量に占める割合は G7 メンバー国の中で日本が最も低い。自然エネルギーだけを比べても日本より低いのは米国だけだ。その米国も 2023 年には太陽光発電の年間導入量が約 40GW へ急増している。これは日本の 6 倍以上の速度である。日本以外の G7 メンバー国は 2035 年までの全電源の脱炭素化という目標の達成を、相当程度、射程に入れている。

RE100、気候変動イニシアティブ（JCI）、日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP）のメンバー企業が、最近、相次いで日本政府の自然エネルギー導入の加速を提言したのは、このままでは日本でのビジネスを続けることができない、国際市場で戦えないという切実な危機感に基づくものだ。

日本の政策に問われているのは、どのような方策で脱炭素へのエネルギー転換を進めるかであり、それが気候危機回避に必要な速度で排出削減を実現するものなのか、また、日本の産業と社会を支えるために必要なエネルギーを安価に、安定的に確保するものなのかである。

基本政策分科会がエネルギー基本計画改正の検討を始めてから、毎回の資料や議論で目立つのは、脱炭素化にむけて原子力発電の重要性を強調する論調である。「脱炭素電源の拡大については、まず原子力の活用が鍵になる」「これからの NDC を考えていく上で、日本にとって非常に重要なのが原子力の問題ではないか」「価格面でも、発電効率の面でも原子力の必要性を痛感する」などなど、原子力の活用を訴える意見が相次いで表明されている。

確かに原子力発電は発電する時点では、CO<sub>2</sub> を殆ど排出しない。脱炭素電源のひとつとして利用を提唱する意見があるのは不思議ではない。しかし、経済産業省の資料や毎回の議論の中で明らかにされていないのは、原子力発電は、活用するにしても、必要な電力のせいぜい 1 割しか供給できないという事である。

## エネルギー基本計画と市民参加：政策決定過程の抜本的改革を

吉田 明子（国際環境 NGO FoE Japan 理事）

### 1. 第七次エネルギー基本計画に向けた議論

2024 年 5 月、エネルギー基本計画の見直し議論が開始された。現政権は、2022 年から 2023 年に決めた「GX」政策を、第七次エネルギー基本計画に反映し、さらに進めることを意図している。すなわち原子力政策のさらなる踏み込みである。

すでに、5 月 15 日にスタートした審議会、総合資源エネルギー調査会「基本政策分科会」の会合では、今後 AI 技術の普及に伴い電力需要の大きな増加が見込まれるとし、それを支える「脱炭素電源」として原子力の重要性が繰り返されている。さらに、「GX 実行会議」で並行して「GX2040 ビジョン」を議論していくことが示された。市民参加からさらに遠いところで、原発推進を含む内容が議論されている。

### 2. エネルギー政策と市民参加

審議会での議論は、批判的な立場の委員はごく少数で、多くの委員からは原発新增設の必要性が口々に語られている。エネルギーをめぐる状況に目を向けると、気候危機の深刻化、地域での再エネの拡大、企業や自治体の再エネ調達ニーズの拡大、需要コントロール技術など、大きな変化も起こっている。本来は、そういった社会の変化に合わせて、メンバー構成を見直すべきである。原発事故以前とほぼ同じ、電力業界・産業界に関係するメンバー中心の審議会<sup>1</sup>で議論しているのは、再エネ社会への転換は望めない。環境団体、再エネ業界、再エネを調達する企業、再エネを活用する自治体、気候危機や原発事故の当事者なども含め、議論に反映していくことが必要である。

以下の表は、エネルギー基本計画を議論する審議会の状況と市民参加についてまとめたものである。現在、市民参加の機会はほとんどなく、形式的なパブリックコメントが最終段階で行われるに限られている。パブリックコメント開始前まで意見を収集する「意見箱」も設置されているが、同様に形式的なものにとどまっており、抜本的な改革が必要である。

#### <エネルギー基本計画見直しの審議会の状況と市民参加>

	2010年	(2012年)	2013年	2017年	2021年	2024年
審議会名	総合部会	(基本問題委員会)	基本政策分科会	基本政策分科会 ／エネルギー情勢懇	基本政策分科会	基本政策分科会
情報公開 審議会傍聴 ネット中継	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	コロナ禍で× ○	× ○
メンバー構成 批判的立場の委員	2/13程度	8/24	2/13	1/18	2/24	2/16
市民の参加 意見聴取会 意見箱 パブコメ 当事者の参加 その他	○ - ○ × ×	○(11か所) - ○ 一部(福島) ○(討論型世論 調査、各地での 自主公聴会等)	× - ○ × ×	× ○ ○ × ×	× ○ ○ × ×	? ○ ○ × ×

\*2011～2012 年にかけての議論は、エネルギー基本計画とは別プロセスとして実施された。

<sup>1</sup> Climate Integrate 「レポート『日本の政策決定プロセス：エネルギー基本計画の事例の検証』」 2024 年 4 月 26 日

## 環境に関する国家計画・長期戦略と市民参加

橋高 真佐美（オース条約を日本で実現する NGO ネットワーク事務局長・弁護士）

### 1. 環境問題と市民参加

環境と開発に関するリオ宣言（1992） 第10原則

環境問題は、それぞれのレベルで、関心のある全ての市民が参加することにより最も適切に扱われる。国内レベルでは、各個人が、有害物質や地域社会における活動の情報を含め、公共機関が有している環境関連情報を適切に入手し、そして、意思決定過程に参加する機会を有しなくてはならない。

### 2. オース条約（環境問題における情報へのアクセス、意思決定への市民参加及び司法へのアクセスに関する条約）

#### 【意思決定への市民参加】

- ・ 特定活動に関する意思決定への参加（6条）
- ・ 環境関連の計画や政策への参加（7条）
- ・ 行政規則または法律等の策定段階への参加（8条）

第7条

環境に関連する計画、実施計画、および政策に関する公衆参画

各締約国は、必要な情報を公衆に提供したうえで、透明かつ公正な枠組みで、環境に関連する計画や実施計画の準備の段階での公衆参画のための適切な、実務的および/またはその他の規定を策定しなければならない。この枠組みの中で、第6条3項、第4項、第8項が適用されねばならない。参画できる公衆は、関連する公的機関により、この条約の目的を考慮して、特定されねばならない。適切な範囲で、各締約国は環境に関する政策の準備段階で公衆参画の機会を提供するよう努めなければならない。

第6条3項：効果的に準備し参画するための十分な時間的余裕と合理的な時間枠

第6条4項：様々な選択肢があり、効果的な参加が可能な場合には、初期段階での参加

第6条8項：決定の際には、参加の結果を適切に考慮



#### 【意思決定における参加にかかる7つのオース・モデルステップ】

- ① 適切かつ効果的な早期の通知
- ② すべての選択肢が可能な段階で、合理的期間における早期の参加
- ③ すべての関連情報へのアクセス
- ④ 意見の提出・聴取の機会
- ⑤ 参加の適正な考慮
- ⑥ 決定の迅速な通知
- ⑦ 実施条件の再検討または改訂時に必要に応じて上記手順を繰り返すこと



オース条約和訳

### 3. EU エネルギー同盟のガバナンスに関する規則

(Regulation (EU) 2018/1999 on the Governance of the Energy Union and Climate Action)

第10条 パブリック・コンサルテーションによる早期・かつ効果的な参加の市民機会の確保

第11条 各加盟国におけるマルチレベルの気候・エネルギー対話の設置の義務付け

## 最高裁係属訴訟の状況とたたかいの展望

弁護士 田巻 紘子

（弁護士法人名古屋南部法律事務所、だまっちゃんおれん！人権侵害訴訟愛知・岐阜弁護士団）

### 1. 2022年6月17日最高裁第二小法廷判決以後の原発事故被害者訴訟の最高裁への係属状況

6.17 最高裁判決後に言い渡された高裁判決は、一審段階で国の責任を認めていた事案も含めて、6.17 最高裁判決多数意見の筋立てに従い、いずれも国の責任を認めない判決となっている。

各訴訟事件の現在の最高裁への係属状況は次のとおりである（本要旨作成時点での把握内容）。

- (1) いわき市民訴訟 2023.3.10 仙台高裁判決→最高裁第三小法廷係属  
→2024.4.10 上告棄却、上告不受理決定（後続訴訟との併合審理を目指して上告受理申立理由補充書提出を続けておられたが、1件のみ単独での判断となった）
- (2) だまっちゃんおれん！人権侵害訴訟愛知・岐阜 2023.11.22 名古屋高裁判決→最高裁第一小法廷へ係属
- (3) 千葉訴訟第二陣 2023.12.22 東京高裁判決→最高裁第一小法廷へ係属
- (4) 東京訴訟 2023.12.26 東京高裁判決→ 理由書提出、記録未到達
- (5) 山形訴訟 2024.1.17 仙台高裁判決→最高裁第一小法廷へ係属
- (6) かながわ訴訟第一陣 2024.1.26 東京高裁判決→ 理由書提出、記録未到達
- (7) みやぎ訴訟 2024.3.18 仙台高裁判決→ 理由書提出、記録未到達
- (8) 新潟訴訟 2024.4.19 東京高裁判決→ 上告・上告受理申立手続き

各訴訟にて上告理由書・上告受理申立理由書を作成・提出。責任論担当者にて適宜、意見交換。

### 2. 最高裁での審理について

- (1) 6.17 最高裁判決多数意見（その筋立てを踏襲した高裁判決）の誤りの指摘

予見可能性、結果回避措置についての判断遺漏など、すでに指摘されている問題点に加え、一時停止を強調。2002年長期評価に基づく津波越流の予見は、全電源喪失に通ずる事態であり、技術基準適合命令の発出とあわせて安全性が確認されるまで電気事業法40条の一時停止を命じることになったと考えられる。その場合、事業者である東電としては、速やかな措置として水密化（防水）措置を講じたことになる。水密化（防水）措置にて安全性が確認されなければ一時停止は解除されず、安全性が確認された場合には本件事故回避の蓋然性が高くなる。

とくに名古屋高裁判決は2002年長期評価による予見可能性を肯定しているため、その判断を活かして6.17多数意見を正したいと考えている。

- (2) 6.17 最高裁判決においては争点として設定されていない論点にて同多数意見を乗り越える

2008～2009年段階での貞観津波に関する知見の深化を受けての予見可能性・結果回避可能性の論点（6.17多数意見において、長期評価の知見に基づく「防潮堤設置」のみによる対策では対策が欠落するが、本件津波の流入があったので長期評価の知見による対策をしても事故が防げなかったと指摘された東側からの津波流入についても対策すべきこととなる）。

かながわ訴訟は、裁判決がこの点をとらえた対策（電源車高所配備）につき、国の規制権限不行使の違法を認めており、6.17多数意見とは筋立てが異なる訴訟であると打ち出している。

原審段階での主張・立証内容によって、貞観津波に関する知見を受けた予見可能性・結果回避可能性の主張にどこまで力点を置くことができるか変わってくる面がある（参照：報告②）。

- (3) 原発被害者訴訟原告団全国連絡会とともに最高裁要請行動（上告受理申立理由補充書提出、最高裁宛共同署名の取り組み）

### 3. 市民運動との連携

2024年6月17日 最高裁共同行動実行委員会（16団体参加）主催企画。昼休み時間帯に最高裁を取り囲むヒューマンチェーンは、約950人参加により最高裁を取り囲む行動となった。

## 国の責任の作為型構成の試論

弁護士 中野 直樹（生業訴訟2陣弁護士団）

### 1. 問題の所在

6.17 最判・三浦意見は正しく説得力があり、現在最高裁に係属している訴訟団のたたかいに希望をもちつつも、下級審段階では、6.17 最判の呪縛から裁判官の思考停止を解くことは容易ではない。結果回避措置について 2008 年試算の津波の方向性と防潮堤を基本としていたという 6.17 最判の「ロジック」「認定」を回避する法律構成を試みる必要がある。現在、生業2陣訴訟（福島地裁係属）では、国の違法な監督行政指導が東電の稼働継続という加害行為をもたらした、という作為型構成を検討している。

### 2. 原発は国の責任によって成り立っていること

- (1) 国策、国の強力な権限を軸にした法体系、国の原子力政策に基づいて国が主導。
- (2) 国と東電は継続的な規制監督関係にあること、稼働中の原発に対する安全規制は、監督指導（行政指導）を軸としてなされてきていること。

### 3. 長期評価と福島第一原発のドライサイト喪失事態

- (1) 技術基準省令4条1項の解釈適用と保安院の注意義務
- (2) 長期評価によれば、客観的に、基本的設計方針であるドライサイトを喪失し、電源喪失の具体的危険性がある状態であったこと。これは省令4条1項の適用をうける事態であったこと。
- (3) ドライサイトの前提がなくなったとき、非常用電源設備を津波から守るための「防護措置、基礎地盤の改良その他適切な措置」に関する指針・技術基準がつくられていなかったこと。

### 4. 2002年以降の保安院の法令の解釈・適用を誤った監督指導

- (1) 保安院は東北電力が長期評価を考慮した検討を開始したことに関与した。
- (2) 保安院は、いったん東電に長期評価にもとづく検討を指示しながら、これを撤回し、東電に対し、省令4条1項が求める津波対策において長期評価を考慮しなくてよいと監督指導した。
- (3) 保安院は、2006年耐震設計審査指針の全面改訂に伴い実施した耐震バックチェックに際し、津波評価技術の地震・津波想定で足りるとして、長期評価の津波地震を想定する必要がないとの監督指導を継続した。以降本件事故に至るまで、保安院は、省令4条1項の解釈適用を変えることなく東電に監督指導を続けた。

### 5. （公権力の行使）保安院の監督指導の違法性と過失

保安院が長期評価を考慮する必要がない、津波試算をする必要もないとの判断をしたことは省令4条1項の解釈適用を誤っており違法である。保安院がこの誤った法令解釈を前提に、東電に対し4の監督指導をし続けたことは、法令上の重大な義務違反であり、過失がある。

### 6. 保安院の監督指導の重大な義務違反が、東電の義務違反行為を引き起こしたこと

- (1) 東電は、長期評価に基づく津波試算をすることを先延ばし、敷地高さを超える津波から非常用電源設備を防護するための対策のあり方、技術的対応についての検討選択を先延ばした。
- (2) バックチェックのとき、東電の津波評価担当部署は長期評価は理学的に無視できないとの判断をして津波試算を行い、経営陣に対策をとることを進言したが、経営陣は対策を先延ばした。
- (3) 津波はいつくるかわからないことを悪用した経営陣の先延ばし判断は法令上の義務違反。

### 7. 東電の加害行為と本件事故との因果関係

ドライサイトを喪失したときの指針・技術基準が定められていなかった以上、東電は稼働を停止すべき義務があったのに、何の対策もとらないで稼働を続けた結果、本件事故となった。

### 8. 国の誤った監督指導と本件事故との相当因果関係

\*長期評価は法令上考慮する必要がないとする国の誤った監督指導の継続は、東電経営陣が、東電土木調査グループの専門的意見に反して、対策先延ばしをする判断に決定的な原因を与えた。

\*行政指導には法的強制力はないが、保安院と東電が、同じ原子力安全規制の法令上の義務違反をおかしていることで架橋して、相当因果関係を導けないか。

## 津島訴訟における「作為」による国の責任

弁護士 白井 剣（津島訴訟弁護団）

### 第1 概要

- 1 不作為の作為義務違反（規制権限不行使）ではなく、作為（原発設置許可）にもとづく責任を問う。 →→→6・17の「コピペ判決」を書かせない。
- 2 「津波」ではなく、「全電源喪失」に焦点を措く。  
「長時間の全電源喪失」により「冷却機能」を失い、「熱的制御不能」に陥って「過酷事故」にいたった。津波は「全電源喪失」を引き起こすさまざまな可能性のひとつ。

### 第2 主張の骨格

- 1 形式的には「設置許可」。実質的には国が「設置」。  
国は、その主導で原子力発電を導入し、内閣による閣議決定を経た国家計画に基づいて、国策として原発事業を推進した。原発推進政策のもと福島第1原発の設置が進められた。
- 2 過酷事故における深刻な被害の甚大性、広範性、回復困難性。
- 3 福島第一原発が設置許可時から内包する壊滅的危険性（原発一般の壊滅的危険性に加えて福島第一のもつ壊滅的危険性）。
- 4 国は、原発設置許可以前の段階から、原子力基本法、原子炉等規制法を法的根拠として、津島訴訟原告らに対し、信義則上、「安全確保義務」を負う。
- 5 因果関係の起点（原因行為）は、国が福島第一原発について設置許可をおこなったこと。結果（本件被害）とのあいだに相当因果関係がある。
- 6 冷却機能を維持することは、原発を安全に運用するために必要不可欠な、その本質的要素である。その本質的要素が長時間の全電源喪失によって失われた。  
「長時間の全電源喪失→冷却機能喪失→熱的制御不能→過酷事故→壊滅的被害」は、設置許可時から予見可能であった。
- 7 原発は、長時間の全電源喪失に陥れば過酷事故に向かってまっしぐらに突き進む大惨劇となる、巨大な危険物である。そのような危険物の設置を進めた以上、国は、設置許可にともなう付随的義務として、安全確保義務にもとづき、将来にわたって冷却機能を維持することができるよう、長時間の全電源喪失に備えた対策をとるべき注意義務（長時間全電源喪失対策注意義務と呼ぶ）を負う。この義務の違反が過失であり、かつ違法性である。
- 8 長時間全電源喪失対策注意義務は、設置許可の時点だけに負う義務ではない。国はその後も将来にわたってこの注意義務を負い続ける。
- 9 国は設置許可時点だけでなく、その後もずっとこの注意義務に違反し続けた。「点の過失」ではなく、「帯の過失」である。
- 10 「過酷事故」「長時間の全電源喪失」が起こりうることを示す知見の集積  
→ 国の過失の程度は加重され、急速に大きく強くなっていった。
- 11 3つのエポック  
ア 1990年安全設計審査指針策定「長時間の全電源喪失は考慮しなくてよい」  
イ 1992年過酷事故を規制対象からははずす決定 ～2007年IAEAのSA対策  
ウ 2006年と2008年に米国B5bを調査

以上

## 「災間」としての能登半島地震の課題 —縮小社会における大災害の幕開け—

石原 凌河（龍谷大学准教授）

### 1. 本報告の趣旨

本報告では、「災間」という考え方を視座に、能登半島地震における災害対応の課題として、とりわけ「誰一人取り残さない」とは真逆の状況となっている災害ボランティアと住宅再建を巡る課題についてそれぞれ報告し、縮小社会における日本の災害対応のあり方について検討する。

### 2. 「災間」と「集合的否認」

「災間」という概念は、社会学者の仁平典宏氏が「二つの災害に挟まれたつかの間の平時」＝<災間期>として思考したことに端を発している。災間の思考においては、厄災が何度でも回帰するということを前提とし、それに耐えうる持続可能でしなやかな社会を構想することが必要であることと、社会への「無駄」をつくり、リスクを分散・吸収させることが重要であると言われている。しかし、能登半島地震では、震災前から過疎化に見舞われている地域で被災していることから、無駄が極限まで削ぎ落とされた状態での災害対応を余儀なくされ、災間を乗り越えるには程遠い社会的状況となってしまっている。能登半島地震の被災地では道路が寸断し、石川県の中心部から被災地までのアクセスが容易ではない点に加えて、震災前からの過疎地であるが故に災害に対応できる資源や人材が少なかったという物理的な悪条件も揃ってしまった。加えて、「災間」においては、被災という事実自体からもはや目をそらしたいという「集合的否認」が生じることが指摘されている。集合的否認とは、目の前にある問題があまりに深刻だったり、それを解決するリソースに限界があるとき、その問題を「見なかったこと」にしたり、「やったこと」にして結局問題を見ないでおくという状態であるとされている。大災害が頻発することで、その度ごとに対応しなければならず、やがては疲弊し、支援側が不都合な状態となり、目の前の被災者の困窮に対して「見なかったこと」にするというロジックである。このロジックが罷り通ってしまうと被災者が救われない状況となることは明らかである。

### 3. 縮小社会における災害対応とその抗い

本報告では、能登半島地震での災害ボランティアと住宅再建を巡る課題を事例として、縮小社会によって無駄が削ぎ落とされている状況から、行政は被災者が求める支援を避けようとする力が働き、民間の支援団体は目の前の被災者支援に手一杯となってしまう、ボランティアも被災地へ赴いて活動することが委縮されることで、結果的に多くの被災者が救われない状況を生み出しているという一端を示す。

能登半島地震は日本が本格的に縮小社会の到来による最初の大規模災害であると言える。縮小社会での災害対応は、過疎化・高齢化が進行している地域で被災したことに対する課題よりも、むしろ社会全体が縮小することで、災害に対応できる資源や人材が枯渇し、意思決定や政治判断も鈍くなり、ボランティアも少なくなり、その結果、目の前の被災者や被災地を「見なかったことにする」という構図を生み出してしまうことこそが課題なのである。一番の皺寄せが支援を要する人々であり、縮小社会での大災害はそうした人々が置き去りになってしまう状況を生み出してしまう。だからこそ、能登半島地震を単なる一地方で発生した災害として捉えてはならない。縮小社会での大災害として能登半島地震被災地の現実を直視し、被災者に寄り添った災害対応や復旧・復興を進めなければ、今後起こり得る大災害には全くもって乗り切れないだろう。

今後、縮小社会はますます進行し、南海トラフ地震や首都直下地震の発生も確実視されている中で、「災間」を乗り越えるための実践的な方策を早急に打ち出す必要があると考える。

## 能登半島地震と水道事業—持続可能な水供給への課題—

武田 公子（金沢大学教授）

### 1. 地震による断水長期化

能登半島地震による水道施設の甚大な被害とその後の断水長期化は、災害救助・復旧・復興にわたり深刻な影響をもたらしている。断水長期化の第一の原因は、斜面崩壊、隆起・陥没、液状化といった地盤災害の激甚性にあるが、人為的要因としては、施設・管路の老朽化と耐震化の遅れや、管路図面の不十分性や空き家の存在によって漏水箇所の特が手探りになっていること、管路の冗長性欠如等がある。珠洲市では法定耐用年数を超えた管路が 30% 近くあり、耐震管率は 20% 程度、輪島市では管路の更新は進められているが、耐震管率は 8% 程度にとどまる。両市とも水道事業経営戦略を策定し、管路や水道施設の更新計画を立てていたが、結果的には老朽化施設の更新が間に合わないタイミングでこの震災に直面したことになる。

### 2. 簡易水道の統合と上水道会計の窮乏

このような施設・管路の老朽化と耐震化の遅れ、管理システム近代化の遅れの背景には、その費用を賄う上での水道事業の財務上の問題がある。2006 年以降の簡易水道統合推進のための国庫補助事業と、統合しない簡易水道への建設改良費補助対象からの除外といった国の施策によって、簡易水道の統合は全国的に一気に進められた。能登の各地もその例外ではない。珠洲市では 2018 年度までに 5 つあった簡易水道を経営上は上水道事業に統合したが、旧簡水の浄水・配水施設等は引き続き利用している。輪島市では 4 つの簡易水道が維持されているが、経営上はやはり上水道と一体となっている。簡易水道を上水道会計に統合したことによって、従来任意であった公営企業法の適用が厳密化され、水道事業は独立採算原則の下で一般会計からの繰入を制限されることになるため、財務状況の悪化を招く結果となったのである。

### 3. 水道事業の広域化

国は 2013 年「新水道ビジョン」によって、水道事業の広域化に大きく舵を切った。国は各都道府県に対し 2022 年度中に「水道広域化推進プラン」を策定するよう求め、石川県においても 23 年 3 月に「石川県水道広域化推進プラン」が発表された。同プランでは県内を四ブロックに分け、施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理、経営統合の各パターンに関する財務シミュレーションを示した。給水需要の減少下での水道施設集約と市町を超えた水源共有を考えると、同プランが提示する奥能登四市町の事業統合は今後検討が加速するものと考えられる。ただし、職員の質的・量的確保と専門性や経験の継承・蓄積を考えると、事業団方式を念頭に置く必要があると考えられる。

### 4. 小規模水供給システムへの注目

しかしその一方で、給水人口 100 人以下の「飲用水供給施設」や、湧水・井戸水を活用した小規模な水供給システムの存在意義が、この震災のなかで注目される。これらは水道法の適用外で、しばしば集落などのコミュニティ組織によって運営されている。水道の断水が長期化した能登半島でも、井戸水や湧水を生活用水に活用した事例は多数見聞された。珠洲市では、上水道・簡易水道・飲用水供給施設をあわせた水道等普及率は 85.5% に過ぎず、15% はこうした水供給に依って胃いるものと思われる。また輪島市では県の水道統計に把握される限りで 40 ヶ所の小規模水道があるとされている。これら小規模水道の実態は実態把握が困難であるが、報告では能登町で調査することができた集落水道の事例を紹介したい。

## 能登半島地震で露呈した原子力防災の破綻

上岡 直見（環境経済研究所代表）

### 1. 本報告の概要

原子力防災に関しては従前より「実効性」が議論されている。そもそも原子力防災とは「住民の被ばくをいかに避けるか、あるいは最小化するか」が本来の目的のはずである。各原発の立地地域で策定されている緊急時対応、すなわち避難・屋内退避・安定ヨウ素剤服用等は、それらが計画どおり実施されたとしても、もともと一般公衆の法定被ばく限度を無視した前提で策定されており実効性が疑わしいところ、加えて2024年1月1日に発生した能登半島地震の被害実態を参照すると、想定されている防護措置すら実行できない可能性が高い。本報告では、能登半島地震で改めて露呈した緊急時対応の破綻について指摘する。

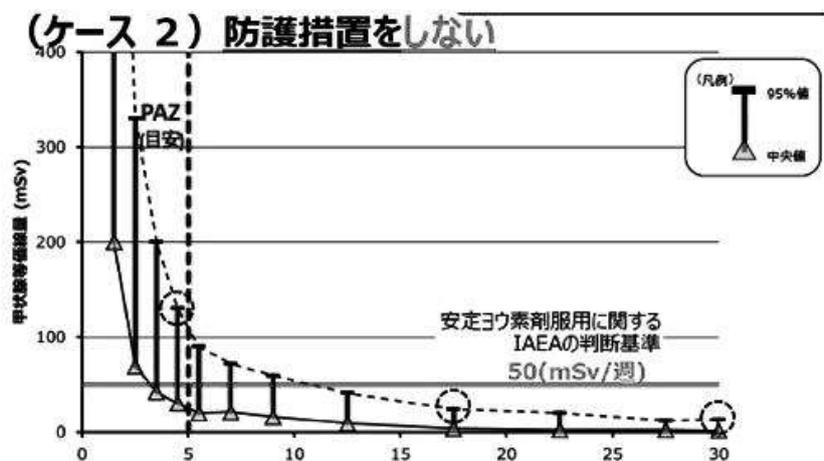
### 2. 能登半島地震の実態と緊急時対応

詳細は報告で述べるが、項目を列挙すれば、①道路の損傷により避難経路での移動が困難（右図参照）、②自宅周辺の通行支障により避難経路までも出られない、③家屋の倒壊あるいは部分的損傷により屋内退避が不可能もしくは困難、かりに屋内退避できても放射線遮へい機能が失われて意味をなさない、④家屋が無事でもライフラインの途絶により屋内退避の継続が困難、⑤代替経路（海路・空路）も設備の損傷や地理的条件により利用困難、⑥避難退城時検査場所（スクリーニングポイント）の開設ができない、⑦避難（屋内退避）の基準となる空間放射線量測定機器（モニタリングポスト）の機能喪失、⑧情報提供手段の途絶、⑨自動車燃料の不足（給油所の機能停止）、⑩自動車が利用できない避難者のためのバス手配の困難性、⑪安定ヨウ素剤服用・配布不能など、多岐にわたる問題が指摘される。



### 3. 緊急時対応が破綻した場合の被ばく

原子力規制庁は、新規規制基準をクリアした設備に対しても想定しておくべき放出レベルについて拡散シミュレーションを実施し、避難・屋内退避・安定ヨウ素剤服用等の防護措置の有無別に被ばく量を推定し、防護措置の実施により被ばくを一定レベル（IAEAの基準等）に抑えられるとして「原子力災害対策指針」に示される防護措置を提示してきた。しかし能登半島地震のような状況で防護措置が実施できないとすれば防護措置なしに相当する被ばくが想定される。右図はその場合の被ばく量（甲状腺等価線量の例）を示すが、IAEAの基準さえも守れない被ばくが推定され、緊急時対応が全く破綻することが指摘される。



## 災害の経験をどう継承するか：能登半島地震の実態から

高原 耕平（人と防災未来センター リサーチフェロー）

### 1. 回復と記憶

ひと町も、災厄からの回復過程を生きる。わたしたちは「記憶」をそこに介在させざるをえない時代に生きている。記憶は共同体を形成させ、その過去と現在を整序する。人間の生に表現を与え、未来のかたちをふちどる。現代では共同体においても個人においても、災厄の回復について「記憶」が不可欠の要因とみなされている。災厄の記憶は集会的・外傷的・実存的であるために、共同体と個々人がそれに関わることを通じて政治化・医療化・倫理化する。

本報告では災厄のミュージアムの役割を検討したうえで、能登半島地震の実態に即して災害経験の継承について再考する。自然災害、戦災、公害、大規模事故などが起きた土地や象徴的地点にミュージアムが建設されることは多い。それら災厄のミュージアムは、社会や地域共同体や個人に回復についていかなる役割を果たすことができるだろうか。災厄の記憶の表現と継承は幅広い営為であるが、中でもミュージアムは中核的機能を担う。災厄の記憶をさまざまな目的のために想起し、活用・発信し、伝承・継承することが求められるけれども、そうした記憶の「資源化」は同時に種々の葛藤をもたらさう。ミュージアムはこのジレンマにおいて、一方では災厄の記憶を公的に意味づける権威を持ち、他方で対話の場所となって記憶がクリシェと化すことに抗うことができる。

### 2. 災厄のミュージアムの役割

ミュージアムは「資料の収集」「整理・保存」「調査・研究」「展示・教育」の4大機能を持つ。ただし国内の災厄のミュージアムの多くは研究機能を欠く。既存の災厄のミュージアムの運営理念を整理すると①その災厄から生まれた普遍的価値（「防災」「平和」など）の表現・実現・伝承、②その災厄の実態の表現・伝承、③その災厄が生じたという事実それ自体の証示、に集約される。

こうした宣言的な役割は、ミュージアムとその外部の相互作用（インタラクション）を引き起こす。資料の収集・展示に一定の指針を設け、来館者や地域住民に自らを開いて示す。それは災厄の後の混沌とした世界に表現を通じて何らかの意味や方向づけをもたらそうとする営みである。しかしその瞬間、「こんな展示の仕方の良いのか」「あの災厄の意味はもっとういことではなかったか」「ほかの語り方もあるのではないか」といった新しい表現の生成が触発される。災厄のミュージアムは、災厄の表現を安定させることを目指しながら、かえってそれをめぐる緊張の舞台となる。災厄のミュージアムの本質的な役割は、災厄をめぐる表現を不安定化させることにある。対話的なミュージアムとは、災厄の表現の有意味な不安定化を常に試みる機能・空間である。

### 3. 能登半島地震の実態から

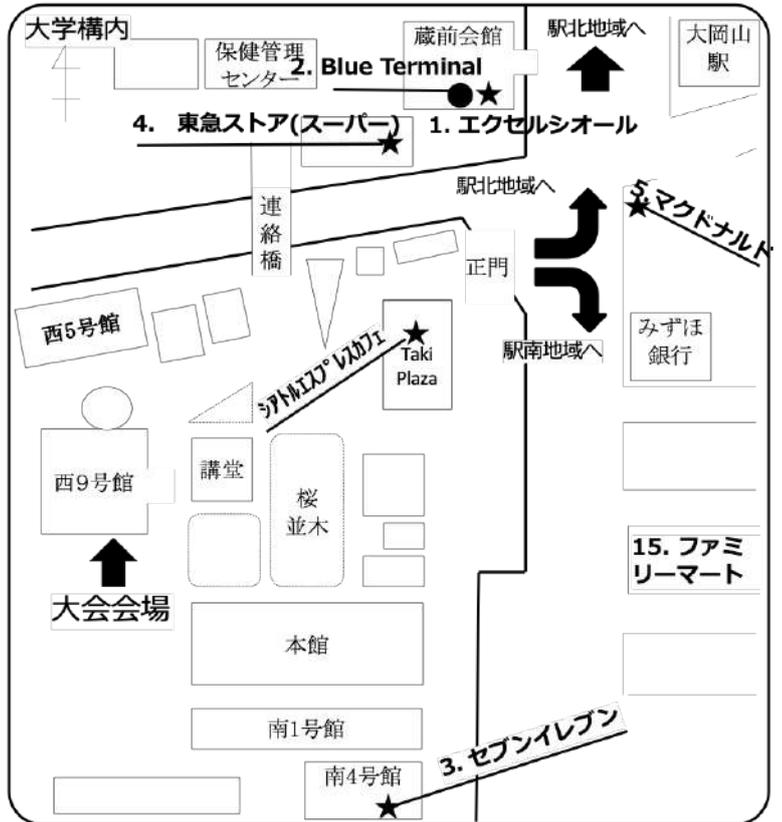
令和6年能登半島地震は、災害記憶の継承とミュージアムなど記憶装置の在り方についても再考を促す。第1に、「教訓と継承」というモデルで良いのかという問題である。1990年代以降、災害ごとに教訓が検討されその継承が励行されてきた。能登半島地震の現状は、そうした教訓と継承の積み重ねが功を奏しており、かつ限界があったことを示している。第2に、回復・養生の視点である。これまで、災害の記憶・記録の実践（ミュージアムの建設、語り部活動、防災教育など）は被災者や地域共同体や現場組織の災害体験の言語化を通じて、体験の意味を被災地外の人々や後続世代に託すことを基本としてきた。体験の遠心的波及が、この1995/2011モデルの核心である。能登半島地震では表現と言語の遠心的波及圧はどうか。むしろ記憶実践を通じた被災地の回復・養生が鍵ではないか。第3に、以上の教訓の遠心的伝承・継承より回復と養生という思想を実現する記憶空間や記憶実践の在り方を探る必要がある。身体性および追悼の重視はその手がかりになるのではないか。

# 大岡山キャンパス周辺のお食事処

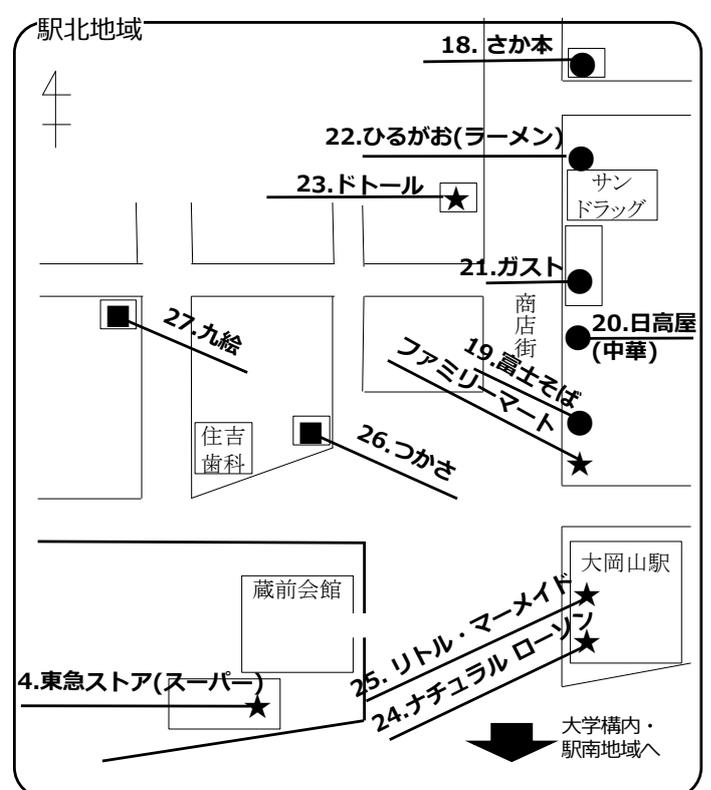
※情報に誤りがある場合は、ご容赦ください。

種類	店舗名	エリア
1 ★カフェ	エクセルシオール	大学構内
2 ●洋食	Blue Terminal	
3 ★コンビニ	セブン・イレブン	
新 ●カフェ	シアトルエスプレッソカフェ	
4 ★スーパー	東急ストア	駅南地域
5 ●ハンバーガー	マクドナルド	
6 ●イタリアン	サイゼリヤ	
7 ●ベーカリー	ピンメル	
8 ●ラーメン	むらもと	
9 ●ラーメン	らーめん凌駕	
10 ●つけ麺	つけ麺凌駕2号店	
11 ●ラーメン・丼	たんや	
12 ●中華料理	上海台所 味庵	
13 ●中華料理	信華園	
14 ●和食・そば	やぶそば	
15 ★コンビニ	ファミリーマート	駅北地域
16 ●中華料理	四川屋台	
17 ■カツ・カツ丼	あたりや	
18 ●和食・そば	さか本	
19 ●和食・そば	富士そば(閉店)	
20 ●中華料理	日高屋	
21 ●ファミレス	ガスト	
22 ●ラーメン	ひるがお	
23 ★カフェ	ドトール	
24 ★コンビニ	ナチュラルローソン	
25 ★ベーカリー	リトルマーメイド	
26 ■和食・海鮮	つかさ	
27 ■和食・海鮮	九絵	

大学食堂は土日閉店していますので、大学構内または周辺の食事処をご利用ください。\*\*ホール・ロビーは飲食禁止となっております。\*



★:テイクアウト可能 ●:イート・インのみ。土日営業。■:イート・インのみ。日曜休業。  
※●と■でも、現在、テイクアウトを行っているお店がありますのでご確認ください。



\*以上で紹介したお店のほか、商店街(駅北)には「餃子の王将」、「松屋」等のチェーン店もございます。

文責：東工大村山研究室  
令和元年11月作成、一部更新